みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Comparative Study on Political and Cultural Relationships between the Zhuang, the Yao and the Han Chinese : 1368~1949

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2010-02-16
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 塚田, 誠之
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004302

中国広西のチュアン(壮)族・ヤオ(瑤)族と漢族との政治＝文化的関係の比較考察

――1368-1949年における――

塚　田　誠　之*

Comparative Study on Political and Cultural Relationships between the Zhuang, the Yao and the Han Chinese: 1368–1949

Shigeyuki Tsukada

The Zhuang and Yao have been two major groups among minorities in Guangxi Province for a long period. However, there is a marked difference in their relationships with the Han people: The Zhuang have been strongly influenced by the Han, whereas the Yao have been relatively little influenced, and have retained much of their traditional culture. Here the differences in political, economic and cultural relationships between the Zhuang, Yao and the Han people are surveyed. I propose to distinguish four types of the Zhuang and Yao, in terms of ethnic group, language (dialect) and ecosystem: (1) Zhuang; (2) plain-dwelling Yao; (3) mountain-dwelling Yao, settled in one place; and (4) mountain-dwelling Yao, very often shifting over mountains. I also distinguish three social classes of the Han: (1) ruling class; (2) landlord; and (3) merchants and farmers who migrated from other provinces to Guanxi. By using jointly records of research and the Chinese source materials, I reached the following conclusions:

(1) On the relationship with the Chinese ruling class, the Zhuang and the plain-dwelling Yao, like other registered people of Han, were forcibly entered into the official register, and made to pay land-taxes, especially after the middle Qing, associated conditions enabled some of them to rise into the ruling class. In contrast, the mountain-dwelling Yao of two types were, as a whole, treated generously by the ruling class, although the

* 国立民族学博物館第3研究部

influence of the Han slowly increased after the middle Qing;

(2) On the relationship with the Chinese landlords, the Zhuang and the plain-dwelling Yao tended to become tenants of Chinese landlords. This tendency was strengthened after the middle Qing, and accompanied by the appearance of class polarization among them—some rose to the landlord class. On the other hand, the mountain-dwelling Yao were generally independent of Chinese landlords and class polarization hardly occured among them, except that a few became tenants of Chinese landlords;

(3) On the relationship with immigrants, the Zhuang and the plain-dwelling Yao were under the economic-control of merchants or landlords who had migrated from other provinces after the middle Qing, whereas the mountain-dwelling Yao were not under similar control;

(4) On intermarriage with the Han and transmission of Han Chinese culture, there was a tendency that the Zhuang and the plain-dwelling Yao intermarried with the Han Chinese, and accepted much of Han Chinese culture. However, the Zhuang retained their own language and the plain-dwelling Yao retained some folk stories about their ancestors. In contrast, the mountain-dwelling Yao fundamentally did not intermarry with the Chinese, except where a Chinese man married into a Yao woman's family. On the whole, they also maintained much of their traditional culture, although accepting some elements of Chinese culture.

Ⅰ. 序言
Ⅱ. 来歴と生活形態
Ⅲ. 統治権力との関係
Ⅳ. 地主との関係
Ⅴ. 移住民との関係
Ⅵ. 漢族との通婚と文化の移入
Ⅶ. 結語

Ⅰ. 序　　　言

チュアン（ないしチュワン，チワン。壮，Zhuang）族とヤオ（瑶，Yao）族[1)]とは，歴代，特に宋代以降の文献史料に「猺獞」と並び称されるように，華南地区，なかんずく広西において代表的な「少数民族」であり続けた。しかし中国の統治者としてながく君臨し続けてきた漢族との交渉の歴史を瞥見するとき，チュアン族とヤオ族との

間には顕著な相異が見られることに気付くのである。すなわち概して，チュアン族は漢族の強い影響を被りその政治・文化体系に組み込まれていったが，他方，ヤオ族はチュアン族とは対照的に，漢族からの諸般にわたる影響を受けながらも漢族との間に一定の境界を画し独自性を堅持したように思われる。

チュアン族とヤオ族に関して，従来，チュアン族については研究が非常に少なく，しかも広西の西部の「土司」地区のものに限定され，中国王朝により直接支配を受けた広西の中東部の非土司型のものがともすれば等閑視される傾向にあった。他方，ヤオ族について，特に東南アジア大陸部に居住するものについては [竹村　1981] 等，少なからず研究の蓄積がなされてきたが，しかし中国に居住するものに関して言えば，まだ検討の余地が多分に残されているように見受けられる。またチュアン族とヤオ族との比較という視角からの研究は竹村卓二による居住形態の比較に関する論稿 [竹村 1967: 55–71] を除いては見られないのが現状である。

この両者の歴史や社会・文化について全面的な比較検討を行い，上記の相異の発生の過程や要因を究明する作業は，チュアン族・ヤオ族民族史の個別的な解明のみならず，ひいては華南少数民族史の全体像の復原のための重要な関鍵を提供するように思われる。本稿ではその予備的作業として，主に文献史料[2]に依拠し調査資料[3]を補足的に使用する方法により，チュアン族・ヤオ族史において漢族との接触が重要な作用を果たしたと思われる1368年から1949年（すなわち明代から民国期まで）の時期[4]を対象として，広西を中心とする地域のチュアン族・ヤオ族と漢族との民族間関係史について比較検討を行いたい。

---

1) チュアン族の人口は約1338万人（1982）で，その92%（約1230万人）が広西チュアン族自治区に居住する。他に雲南・広東・湖南・貴州の各省にも分布する [覃国生・梁庭望・韋星朗 1984: 1]。また，ヤオ族の人口は約140万人（1982）で，広西・湖南・雲南・広東・貴州・江西の6省130余県に跨って居住し，うち広西にその61%（86万人）が居住する [『瑤族簡史』編写組　1983: 5]。なお，文献史料において，チュアン族は「撞」（南宋～元）・「獞」（明～民国。民国期には「佌」・「奘」等とも表記さる）・「僮」（1949—1965），ヤオ族は「猺」・「傜」と表記されている。

2) 漢族統治階層の側から書かれた史料，主に地方志・檔案・文集等を使用するが，とりわけ地方志は府・県等の行政区画の管内に居住する民族に関する貴重な材料を多く含み，民族誌資料としても（一定の史料批判の手続きを経た上で）十分に活用することができる。

3) 個人による調査の外，1956年以降1960年代前半にかけて，広西少数民族社会歴史調査組によって行われ，近年公開出版されつつある『広西壮族社会歴史調査』・『広西瑤族社会歴史調査』のシリーズをも資料として活用したい。

また，筆者による調査として，1986年6月における金秀瑤族自治県の金秀鎮・六巷郷，同年同月における臨桂県宛田瑤族郷，1988年11月における江華瑤族自治県河路口鎮での調査の成果の一部を活用する。

4) 周知のように，ヤオ族の祖先伝承＝槃瓠神話の初出は『後漢書』「南蛮伝」ないし干寳『捜神記』においてであり，またその由来書・特権保証状たる『過山榜』（『評皇券牒』）の年次の多くが南宋の景定元年（1260）であることからすれば，南朝以降明代までの時期の検討も不可欠であるが，しかしチュアン族と比較検討を行う場合，明代以降の時期はきわめて重要な意義を持つ。

なお，その場合，「漢族」といっても，その中には統治権力から一般農民に至るまで様々な社会階層が存在したのであり，加えて当該時期の広西においては他地域からの移住民（とりわけ商工業者や農民が多くを占める）も少なからず見られた。また，民族間の交渉も政治・社会経済・通婚・文化等の多方面において進行した筈である。したがって，漢族の階層差とチュアン族・ヤオ族との接触の局面の相異を考慮すれば，差し当たって統治権力による統治体制・地主富農との経済関係・移住民（商工業者・農民等）との関係・民族間の通婚・漢文化の移入，等の項目に分けたうえで逐一検討するのが有効な方法であろう。

さらに「チュアン」・「ヤオ」という民族名称で類別される範疇の中でも，地域や生活形態，さらには言語（方言），政治形態等の諸条件の相異に基づくところの多様性が存在したように想定されることからすれば，分析に当たってはこの点も考慮されねばならないであろう。本稿では生活形態と言語の相違を基準としたいくつかの理念型を設定したい。まず，チュアン族については，その言語に南・北方言があるが，両者の間の差異は小さいとされており［韋慶穏・覃国生（編）　1980］，また生態上若干の地域的差異が認められるが，それはヤオ族の場合ほどには大きくないように考えられ，したがってこれを一類型でとらえたい（なお，政治形態の上からは土司型と非土司型に分けられるが，本稿では後者に重点を置き，前者の検討は別の機会に行いたい）。次にヤオ族について，その言語は①勉語・②布努語・③拉珈語・④伏念語の四系統に大別され，相互の間の差異も大きいといわれる［毛宗武・蒙朝吉・鄭宗沢（編）　1982］。また，生活形態について竹村はⓐ「定着型」・ⓑ「移動型」の二類型に分類している［竹村　1981］。本稿では，これらの相違をふまえた上でヤオ族を，(1)「平地型」（④の方言と対応する。生活形態については従来ほとんど研究されていない），(2)「山地定着型」（②③およびⓐに対応），(3)「山地移動型」（①・ⓑに対応）の三類型に分類して検討を行いたい。なお，その場合の分類基準として，広西のように山がちで起伏に富む地域では「山地」と「平地」との境界は実際には画定し難いものがあるが，「平地」を平原のほか山麓や丘陵・台地地形をも含む概念として使用する。また，ヤオ族の場合，（歴史的にも，また現在においても）多くの局地的な下位集団名称があるが，「平地型」には広西北・東部，湖南南西部の「平地ヤオ」（および歴史上「大良猺」と称された集団）が，「山地定着型」には広西中部の大瑤山の「茶山ヤオ」，「花藍ヤオ」，「坳ヤオ」（この三つの集団は歴史上「長毛猺」と総称された），広西西部の「布努ヤオ」，西北部の「白褲ヤオ」，北部の「紅ヤオ」，および広東北部の「排ヤオ」等が，「山地移動型」には広西・湖南・広東の山地に広く分散して居住する「盤（板）ヤオ＝過山ヤオ」

・「山子ヤオ」等が各々含まれる。さらに，これらの適応型の相互の間のモビリティと人口比率について，ヤオ族の場合，歴史上「山地移動型」から「平地型」への移行が見られたが，数量的にはそれは一部のものに限定される。「山地移動型」と「山地定着型」との間の移行の関係も少ないようである5)。なお，ヤオ族の人口比率について，1958年の言語に基づくデータ［毛宗武・蒙朝吉・鄭宗沢　1982］を各適応型にあてはめて算出すると，「山地移動型」が47.89％，「山地定着型」が35.64％，「平地型」が16.47％を占めることとなる。

Ⅱ．来歴と生活形態

1．来　　　歴

まずチュアン族の来歴については，その古称「獞」・「撞」が史料に登場するのは南宋以降のことであり，またチュアン族の土司の祖先についてたどることのできるのは唐宋時代までである。したがって，文献史料による限り，唐宋以前の時期におけるチュアン族の動向は不明である。また唐宋以降についても，少なくともそれが移住か土著かという一元的な解釈では把握しきれない複雑性が認められ，差し当たって来歴が異なる複数の下位集団が歴史上，結集・融合して形成された民族集団であると考えるのが穏当であろう。しかし，非土司地区に関する限り，明代において湖北湖南・貴州等からの，そして広西西北部の土司地区からのチュアン族の移住の大きな波が見られたことは，信憑性のある多数の史料が指摘している以上，軽視できない（もちろん，それ以前に広西にチュアン族が全く存在しなかったとは断定できない)。移住の経過や

5) なお，この点に関連して，松本光太郎が提示した中国のヤオ族に対する見解［松本　1985: 52–66］について言及しておきたい。松本は，ヤオ族の具体的・歴史的な文脈の分析を重視する視点から，梯田に依存し社会・政治組織を発達させたものを中国のヤオ族の基本的な適応型ととらえ，その典型である大瑤山の「長毛」系ヤオ族を主要な対象とし，清代末期から「解放」前までの時期におけるヤオ族の社会的適応に関する検討を行い，竹村のタイ北部における「過山ヤオ族」(焼畑移動耕作を中心とし社会・政治組織が未発達である）に基づくヤオ族のモデル［竹村　1981］に対して批判的な見解を提示した。すなわち，筆者のヤオ族の分類用語を用いると，竹村が「山地移動型」ヤオ族に分析の重点を置いたのに対し，松本は「山地定着型」のものに重点を置いたのであるが，注意したいのは松本が「山地定着型」をヤオ族の基本的適応型と見做す根拠を提示していない点である。少なくとも大瑤山のように「山地定着型」ヤオ族が優勢を占める地区が広範に存在したか，もしくは「山地移動型」の多くが歴史上「山地定着型」に変化した，という証拠が前提条件として提示されない以上，松本の見解にはにわかに同意し難い。結論を急ぐならば，中国においてヤオ族の基本的適応のタイプを求めようとするときに，「大分散，小集中」と表現される［『瑤族簡史』編写組　1983: 5］ように広い地域に分散居住する「山地移動型」のものの分析が軽視されるべきではなく，また二つの類型相互の間の移行については，これを過大評価してはならないと考える。

背景について，チュアン族のかなりの部分は明代初期の統治権力による貴州遠征とそれに連続する衛所・屯田の設置，漢族の入植という漢族勢力の進出を契機として広西へと移住した［塚田　1985a: 38–55］。来住の当初は専ら山間で焼畑耕作を基幹とする生活を営んでいたが，永楽年間（15世紀初）以降，漢族地主がヤオ族の攻撃から田土を防衛するとともに耕作のための労働力の確保を目的としてチュアン族を招佃したことを契機に，チュアン族のかなりのものが次第に下山し佃農化する過程をたどった［塚田　1985b: 21–55］。広西へ来住したチュアン族の一部は，さらに宣徳年間以降，やはり統治権力や地主による招佃を機に広東へと移住した［塚田　1985a: 38–45］。

次にヤオ族の場合について，その古名「猺」が広西の文献に登場するのは宋代のことであるが，しかし明代に来住したものも少なくない。その二，三の事例を挙げると，たとえば「山地定着型」の大瑤山の「茶山ヤオ」について，金秀瑤族自治県の六段村の蘇姓は明初に湖南から，また金秀・白沙両村の蘇姓，古卜村の陶姓，上卜泉・莫村の莫姓は明初に広東から来住した［広西壮族自治区編輯組（編）　1984a: 228–235］。また，筆者が1986年６月に金秀県六巷村の「花藍ヤオ」のもとで行った調査によると，藍姓・相姓は貴州従江県から広西へ入り，三江（懐遠）県，柳州を経由して明代初期～中期ごろ大瑤山へ来住した。さらに「山地移動型」の「盤ヤオ（過山ヤオ）」の場合，金秀鎮の趙姓は元末明初のころに「千家洞」（「山地移動型」・「平地型」ヤオ族のもとに伝承された一種の理想郷の伝説）を離れて移住の途につき，広東の楽昌県を経由して来住した。また臨桂県宛田瑤族郷の趙姓の盤ヤオのもとに残されている『趙家来歴書』によると，明の洪武年間（14世紀後半）に趙姓を含む十二姓のヤオ族が湖南から船で南下し広東の楽昌県「海洋坪」を経由して広西へ来住した，という。「平地型」の恭城県の「平地ヤオ」も元末に「千家洞」を離れて，明代中期までに当地に来住した［広西壮族自治区編輯組（編）　1986b: 278–279］。

なお，移住の契機として，先の「千家洞」伝説の外，「洪武帝が湖南で殺戮を行った」（前掲『趙氏来歴記』，六段村蘇姓等）とか，逆に「洪武帝の配下の武将に助けられて生き延びることができた」（龍勝各族自治県潘内村の粟姓「紅ヤオ」［広西壮族自治区編輯組（編）　1986b: 182–183］）とか，さらに洪武帝の名はないが「漢族との闘争に敗れ追われた」（前掲の莫姓，金秀・白沙村蘇姓等）等という故事が，ヤオ族の伝承やその由来書たる『過山傍』（『評皇券牒』）の中に残されている[6]点は注意を要する。それは，これらの故事伝承が明代初期の統治権力による貴州方面への遠征と

6) たとえば「盤古王聖牒榜文書」（宜山県）［広西壮族自治区編輯組（編）　1985a: 55–61］に次の記事がある。
明朝王出世し，天下を横販（反）し，万万の人民を殺死す。

いう歴史的事実に立脚して形成されたであろうことを容易に推測せしめるのであり，そうだとするとヤオ族の移住はチュアン族の場合と同様に，漢族による圧迫を外的な契機として行われたであろうことが指摘されるであろう。

2. 生　活　形　態

前述のようにチュアン族・ヤオ族ともに漢族の圧迫によって移住してきたものが少なくないが，しかし，広西への来住後の生活形態に関しては，両者の間ではかなりの相異が見られた。この点について，チュアン族の多くが漢族地主の招佃を受けて平地で水稲耕作を行うようになったことからも容易に推測されるが，さらに嘉慶『平楽府志』巻三三，夷民部，猺獞，恭城県に引用されている次の明末清初（16—17世紀初）の頃の記事が重要な参考材料となる。

> （獞）性気粗悍にして花衣短裙なり。俗はなお猺と同じ。編籍されること無く，多く民田を佃（こさく）するは，猺の穴居するに似ず。（中略）聚族して叢居し，自ら相い婣（えん）娅（ぐみ）す。大抵，皆刀（や）耕（き）火（は）耨（た）し，獣を猟して腥を呑む。礼法を知らず，性は多く剛復たり。

すなわち，恭城県ではチュアン族は山麓地帯に「聚族叢居」し焼畑耕作・狩猟採集生活を営んでいたが，しかし同時に「民田を佃（こさく）する」ようになりつつあった。他方，ヤオ族は山中に「穴居」していたという。これより，総じて言えばチュアン族が平地農民化していく傾向にあったのに対して，ヤオ族は山中に留まる傾向にあったことが窺われる。なお，この記事にはヤオ族の三類型の間の相異が指摘されていないが，この点について次の雍正『広西通志』巻九三，諸蛮，蛮疆分隷，臨桂県の記事が参考となる。

> 平地・大良・高山・過山の別有り。平地猺，村落に散処し，佃田傭耕す。大良猺，漢文字を習い，民と雑作し，或は婚姻を通ず。高山猺，竹木を架け茅を葺きて栖む。粟・芋・荳・薯を種う。蜂蜜・黄蠟・山笋有り，貨（う）りて以て食に易う。過山猺，数年此の山なるも，数年又た別の嶺なりて定居無きなり。

すなわち，「平地型」の「平地猺」は平地の村落に散処し，（恐らく漢族地主の）佃農として水稲耕作を行っていた。また同タイプの「大良猺」も平地において漢族と雑居し，漢族との間に通婚さえも行っていた。「山地定着型」の「高山猺」は山地に居住し，雑穀の栽培や山の特産物の交易を行っていた。さらに，「山地移動型」の「過山

猺」は（焼畑耕作を行い）数年単位で移動する生活形態であった[7]（なお，この記事には明示されていないが，「山地移動型」ヤオ族もまた，山林資源の交易を行っていたことはよく知られた事実である)。「山地定着型」・「山地移動型」のヤオ族について，さらに道光『修仁県志』巻一，輿地，「風俗」に次の記事が見出される。

> 大猺山，県の正南に在り，県を離れること十餘里。（中略）内に六噶・六定・三片・六段等の猺有り，頂板猺と名づく。多く貧なり。皆な自ら山を耕して食し，租税を輸さず。性頗る馴擾たり。六七排内に金岫・銀岫・留噶等猺有り。長毛猺と名づく。頗る富なり。性極めて兇悍たり。田畝を耕し税を輸さず。香草を種え松杉を植え，変価に存積し，以て其の家を富ます。猺嵩，険を極め行し難く，各猺亦た軽々しく猺界を出ず。

すなわちヤオ族の一大集居地として知られる大瑤山には，「耕山」＝焼畑移動耕作を行う「頂板猺」（過山ヤオ）の外，「耕田」＝梯田による定着農耕を行う「長毛猺」（茶山・花藍・坳ヤオ）が居住していた。そして前者が「貧」であったのに対し後者は香草や松・杉樹の栽培（およびその交易）を行い，頗る「富」であった。これらの二つのタイプには，居住・農耕の形態や経済力の上では相違が見られた[8]ものの，しかしともに「軽々しく猺界を出ず」，山中に留まり敢えて下山しようとしなかった点では共通性が見出される。

ここでチュアン族とヤオ族の居住地の自然環境について，地図で確認しておこう。まず，地図1は富川県の「平地型」ヤオ族の村落である（嘉慶『平楽府志』巻三三，夷民部，猺獞，富川県に見えるヤオ族村落名を五万分一地図上に図示した)。当地のヤオ族は景泰元年（1450）蜂起を行ったが，弾圧を受けた。この時，その残党が「招撫」

---

7)『皇清職貢図』巻四，「慶遠府過山猺」に，

> 其の過山猺，山巓に僻処し，焚山種植を以て業と為す。地力漸や薄ければ，輒ち他徙す。故に過山を以て名と為す。

とあり，焼畑耕作を行い地力が衰えれば他処へ遷徙する生活形態であった（ただし，個別的には次のような事例も見られた。すなわち前掲の『趙家来歴書』および伝承によると，趙姓の祖先は康熙初（1662年頃）に広東から広西平楽府昭平県を経て「桂林県」（臨桂県）下に来住し，その後約50年ほどの間に5回移住を行い，したがってほぼ10年に1度の割合で移住したが，康熙年間後期以降は移住の頻度が低くなり，一ケ所に6～8代居住するようになった。また，桂林に来住してからは，移住の範囲が桂林近辺の霊川県・龍勝庁等の地に限定されている)。

8) なお，大瑤山において先来の「山地定着型」ヤオ族が地主として，後来の「山地移動型」ヤオ族に山地を小作させていたこと（ただし，梯田形式の水田は自ら耕作する）はよく知られた事実である。この点について光緒『修仁県志』，「風俗」に，

> 猺，両種有り。曰く頂板，曰く長毛。頂板，即ち長毛の山丁なり。

とある。

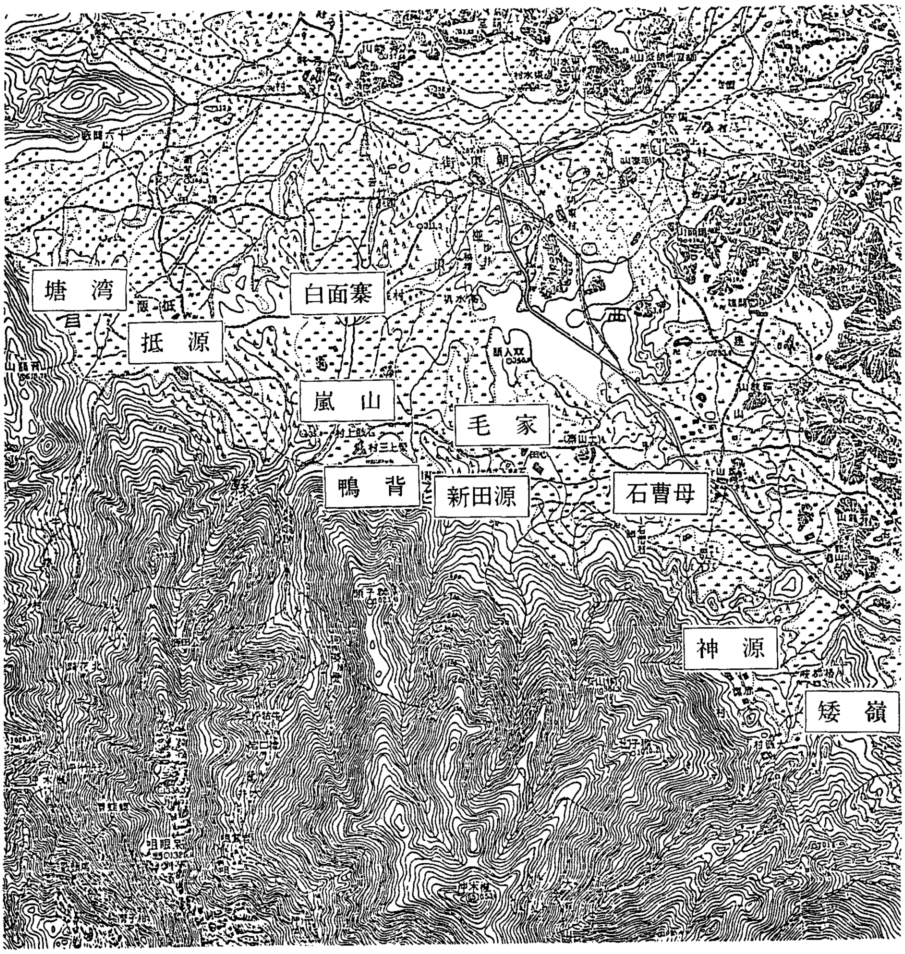

地図1．「五 万 分 一 朝 東 街」

（部分，原寸の約十分の五。□内はヤオ族村落を示す。なお，当地では「源」が村落名のみならず村落の上位区画とされていた。地図上の各村落の所属する「源」は次のとおりである。抵源――抵源・塘湾村，石狗源――白面寨・嵐山・鴨背村，新田源――新田源・毛家・石曹母村，神源――神源・矮嶺村<嘉慶『平楽府志』巻三三>。なお，地図1・2ともに，参謀本部陸地測量局が1940年に作成し，現在，東京大学総合資料館に所蔵されているものを使用した）。

されて（下山し）山麓地帯に定住することになった[9]のであり，このような定住の契機自体，平地ヤオ族が統治権力の支配下に置かれたであろうことを予測させる。次に，地図2は修仁県のチュアン族と「山地型」ヤオ族村落，および「民獞雑居」（漢族とチ

9) 乾隆『富川県志』巻十二，雑記，「冦変」。
景泰元年，猺賊盤性子・廖八子等叛す。征蛮将軍田真，遣兵して之を剿す。知県羽雲，其の餘党を招撫す。（[原註] 今の三十六源，是れなり。）

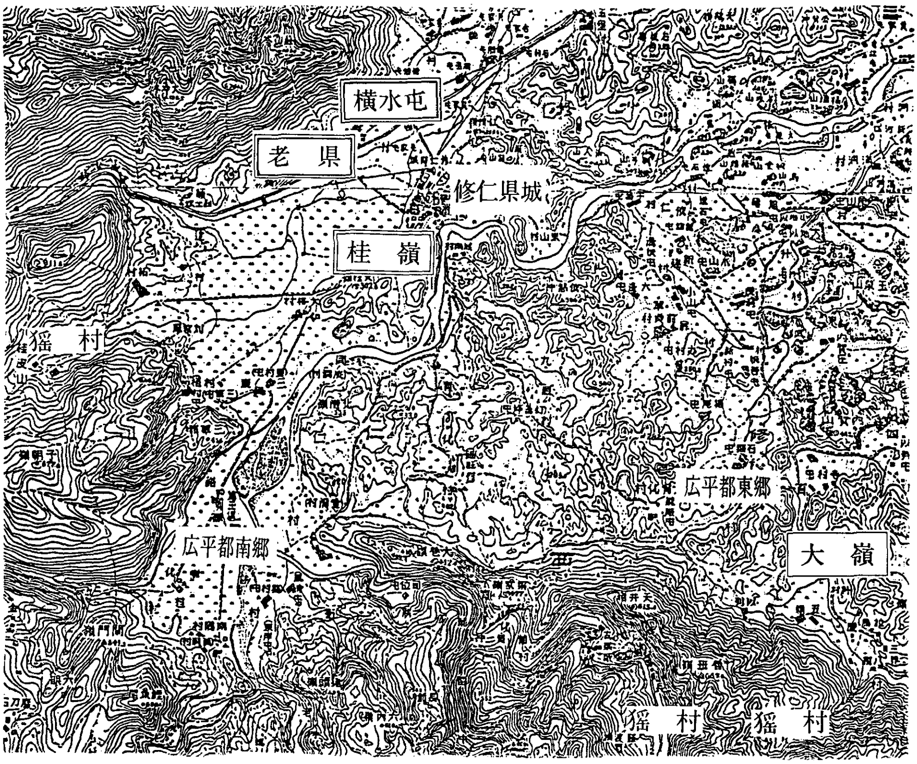

0　1　2km

地図2．「五万分一修仁県・青山坪」
（部分，原寸の約十分の五。□内はチュアン族村，□内はチュアン族・漢族雑居村を示す)。

ュアン族とが同居する）村落である（同書巻四，陂塘，修仁県に見える村落名を地図1と同様の方法で図示した)。地図より，県城の郊外にチュアン族と漢族との共住村落が形成され，その外側の丘陵地帯(清代の県以下の行政区画では「広平都」に属する）にチュアン族村落が立地し，さらに山間部（大瑤山）にはヤオ族の村落が孤立して分布していることが見て取れる。当地の「民獞雑居」村の消長について，恐らく明代にはチュアン族村落が多かったのが，清代に入って「民獞雑居」村が形成され始め（既に雍正『平楽府志』巻四，風俗，修仁県に，「民獞雑居」の事実が指摘されている)，やがて清代中期（18—19世紀半）以降，漸次「民獞雑居」村が漢族村落へと変化して行ったように考えられる。そのことは，県下の「広平都」の東西南北四郷では，嘉慶10年（1805）当時，「獞村」が圧倒的多数を占めていた（前掲，嘉慶『平楽府志』巻四・巻三三）のが，光緒25年（1899）には「漢多く獞少なし」という状況に変化した

(光緒『修仁県志』,「風俗」) ことから推測可能である[10]。

以上の検討により，生活形態の上からすれば，チュアン族（の多くのもの）と「平地型」ヤオ族が平地に居住し水稲耕作民となったのに対し,「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族は山中に留まり梯田耕作（「山地定着型」）や焼畑耕作（「山地移動型」），山林資源の交易を行っていたことが指摘される。なお，先の史料からチュアン族や「平地型」ヤオ族が佃農となり，後者はまた統治権力に納税を行っていたのに対して「山地型」ヤオ族は納税を行わなかったことが窺われ，統治権力や地主との関係においてもかなりの相異が見られたであろうことを予測せしめ，また地図からはチュアン族と「平地型」ヤオ族が山麓・平地に，「山地型」のヤオ族が山間に居住していたことが確認されるとともに「民獞雑居」村落の形成が窺われ，漢族との通婚や文化の面での関係のありかたにおいても両者の間には相異があったことを想像せしめる。これらの点については次章以下で具体的検討を行いたい。

Ⅲ．統治権力との関係

1. チュアン族

明初において「招佃」により漢族地主の佃農となったチュアン族は，やがて明代中期（15—16世紀初）以降，地主との主佃関係の尖鋭化を主要な契機として各地で武装蜂起を起こした。それは，広西中・北部において一時は猛威を奮ったが，やがて明代末期には統治権力の弾圧を受けて潰滅するに至った［塚田　1985b: 32–36］。明朝統治権力は弾圧したチュアン族を「(熟）獞戸」として編籍する政策を実施し，その保有田土を「獞田」として起科し税役を賦課した［塚田　1987: 3–5, 9–10］（「熟獞」とは，統治権力に服従したチュアン族を指す史料用語であり，「良獞」・「善獞」とも呼ばれた[11]）。統治権力はまた，チュアン族の就学を推進し，その習俗の改革にも着

10) ［竹村　1967: 55–71］では，ヤオ族・チュアン族・漢族（土著・客民）の四集団を次の四つの聚居形態の型に区分している（括弧内は対応する集団を指す)。① 深山移動型（ヤオ族，特に過山ヤオ・山子ヤオ)，② 渓谷低地準定住型（ヤオ族・チュアン族)，③ 城外郷村定住型（土著漢族と一部の漢化チュアン族)，④ 城内都邑型（客民)。この区分法は大局的には妥当な見解と言えるが，しかし，上記の②の型における「チュアン族の一部のヤオ族への同化」，「ヤオ族とチュアン族との同一村落への混住」という指摘については，より詳しい内容を持つ史料による傍証が必要であるように思われる。

11) これに対して，統治権力に服従しないチュアン族は「生獞」とか「悪獞」と呼ばれた。ヤオ族や他の非漢民族に対しても同様に「生」・「熟」といった統治権力との政治的距離を示す形容詞を民族名称に冠する呼称方式が用いられた。このように，中国王朝の傘下に入るか否かを基準として非漢民族を類別するのは，前近代において歴代の統治階層によって継承され続けた伝統的な類別方法である。

手した[塚田　1987: 11–16]。この政策が開始された当初の明末清初においては，税役負担を一般の漢族編民のそれより軽額にし，村落の長老＝「獞老」（「獞目」・「頭人」・「老」等とも称される）を通じて間接的な統治を行うなど，種々の特別措置が講じられたが，やがて編籍が進行するにつれて，特に清代中期以降チュアン族は次第に「民戸」として一般の漢族編民と同等の身分で直接統治されるようになって行った[塚田　1937: 6–10]。さらに，この間，雍正年間には保甲制が，続いて団練制度が実施されチュアン族地区にも適用された。

清代中期以降になると，さらに次の光緒『賀県志』巻七，風俗，「猺獞」所引の（乾隆37年）「旧志」に見られるような事態が発生するに至った。

> 獞人，郷村に散処し，衣服・飲食は斉民と異る無し。惟だ婦女の服飾のみ稍や別なり。其の語音，歴世改めず，人の能く辨ずるもの鮮し。然れども皆な能く官話を習い，漢人と相い通じ，詩に敦く礼を説く。所在皆身の膠庠に列する者，後先相い望み，明経・孝廉より仕籍に入る者，且つ相い踵を接す。其の餘，耕鑿して相い安んじ，皆な子弟に読書・識字を教えるを知る。幾ぼ其の獞たるを辨ぜざるなり。

すなわち平地の郷村に分散居住するチュアン族は，婦女の服飾を除いては衣服・飲食などの生活文化の上で漢族との相異が見られなくなるとともに，チュアン語を維持しながらも官話（漢語）にも通じるようになった。さらに，その中には，「膠庠」（ここでは府県学）に入学し科挙を受験して官僚ないし官僚候補生としての身分を獲得し，中国王朝の統治階級へと上昇を遂げる者が，「踵を接す」るように輩出するようになり，かくて漢族とチュアン族との民族的識別さえも困難となったという。チュアン族の官僚・官僚候補生の出現という事実から，このような社会的身分の上昇の前提条件としてのある程度の経済力を持つ地主の出現が予測されるとともに，生活形態や言語における漢族文化の移入がかなり進行したことが推測される。

ここで注意したいのは，このような中華帝国の行政組織への編入に際してチュアン族の中でも地域的差異が見られた点である。たとえば，広西北部の湖南との省境山岳地帯の龍勝庁（現在の龍勝各族自治県）の場合，そこは元来，統治権力の支配力の及ばない「苗疆」の地であり，明末清初に巡検司が設置され，さらに乾隆6年（1741）桂林府の属庁とされた後も，「理苗通判」（桂林府捕盗通判を以て移駐させた）を長官とする軍政が敷かれた地域であった（道光『龍勝庁志』，「原始」)。管内の龍脊十三寨

のチュアン族は（遅くとも乾隆48年以前から）徭役を負担していた[12]（したがって編籍されていた）が，しかし実際には清代中期〜末期以前においては中国王朝による統治が十分には浸透しておらず，チュアン族の村落の指導者（「頭人」と称される）による自治が行われており，そのレベルで解決できない事件が発生したときのみ官府へ出頭し庁官の裁定を受けた。頭人は宗族ないしその支派の族長たちの中から村民によって選ばれ[13]，各寨＝村落の内部の治安の維持や紛争の調停を主要任務とする外，毎年春秋には十三寨の頭人たちが集合し，「議団」と呼ばれる村落間会議が開催され，その決議事項が「郷約」として各寨に榜示された。嘉慶元年（1796）保甲制施行区域となり，上中下の三甲が設置され，寨内の壮年男性が一年ごとに順番に甲長に充当され公務を担当したが，しかし甲長は実際には何ら政治的勢力を持たず，専ら頭人の統轄下に置かれたという。また，当該地域には清中期から清末・光緒年間にかけて団練が行われ，その役員として団總が任命されたが，それも実際には頭人たちの中から主だった者が選ばれ兼任した [広西壮族自治区編輯組（編）　1984b: 91–101]。したがって，統治権力の側からすると「頭人」を通じてはじめてチュアン族を統治し得たと言える。清末以降，階層分化の発生や統治権力の影響力の浸透に伴い，この体制は次第に解体して行ったようであるが，しかし少なくとも先の平地のチュアン族の場合と比較すると長老（「頭人」）による自治体制の持続性という点で相異が見られ，したがってチュアン族は統治権力との関係において，全体としては先述の過程をたどりながらも，地域的差異も存在したことが指摘されるであろう。

2. ヤ　オ　族

まず「平地型」ヤオ族について見ると，チュアン族同様，統治権力によって（「猺戸」として）編籍されて行ったようである。その経緯について，たとえば先に地図を提示した富川県の平地ヤオや永福県の「大良猺」は，明代中期において彼等が起こした蜂起が弾圧を受け，のち「招撫」され山麓・平地に（強制的に移され）居住するようになった（註 9 史料および汪森『粤西叢載』巻二四，「猺」所引「永福県志」)。ま

12)「定例伕役文契」(乾隆48年 2 月 2 日)・「分派伕馬差使分契」(同年同月) [広西壮族自治区編輯組（編）　1987: 153, 153–154]。なお，「控告李懐秀供役稟帖」(道光17年 2 月18日）では，乾隆 5 年の龍勝庁の創設以来，夫役が課せられていたとしている [広西壮族自治区編輯組（編）1987: 160–161]。

13) その選任方式について，[広西壮族自治区調停編（編）　1984b: 91–101] によると，誠実で衆人に信望があり，調停能力があり，かつ漢文（訴状や契約書）を書くことのできる者（各村に一人とは限らない）が「自然に」なったのであり，もし衆人の信頼を失えば地位を失った。なお，「潘天洪再呈要求禁革書」に，乾隆年間に官府が廖海蛟に牌文を支結して頭人に任命したことが見え [広西壮族自治区編輯組（編）　1987: 155]，頭人は同時に官府の承認をも経て地方行政の末端に位置付けられていたことが推測される。

た，湖南の江華県では知県が「百戸」（兵百人を統率する衛所の官）韓恩をして「招撫」して下山せしめ，民田を買置し編戸とした（万暦『江華県志』巻四，「猺峝」)。「平地型」ヤオ族に賦課された税役について，臨桂県では「田を耕し賦を納むるも，惟だ差遣に任ぜず」（『粤西叢載』巻二四，「猺」所引「臨桂県志」)，また湖南の江華県でも「粮を納むるも差に当らず」（前掲『江華県志』）とされ，一般に税糧を納入するのみでよく，徭役は免除されていた。なお，富川県の場合，雍正『広西通志』巻九三，蛮疆分隷に「田四畝ごとに僅かに民の一畝に税するを輸し，賦して役さず」とあることから，当初は徭役を免除された上，税糧額も一般の編民の四分の一ほどに過ぎなかったという[14)]。

さらに，前掲の『粤西叢載』所収「臨桂県志」に次の記事が見出される。

> 平地猺，居食嫁娶，悉く民と同じ。男人，鬄（剃）髪するも，止だ四旁のみ。婦人，斑欄の衣を衣（き），刺繍すること亦た古雅なり。（中略）間々亦た読書し応考する者有り。性最も淳樸たり，官吏に見えるを畏れ，常に胥皀の魚肉する所と為り，自直する能わず。

すなわち平地ヤオは，髪型や女性の服装が漢族と異なるものの，住居・食生活・婚姻習俗等の方面においても漢族と変わるところが無く，また読書し科挙に応試する者さえ出現したという。先に図示した富川県の「抵源」の数ケ村でも，平地ヤオ族の中に「民籍に入り，膠庠に列し，歳薦に登る者」が出現し，官側から「猺民中の傑なる者なり」と賞賛された（前掲・嘉慶『平楽府志』巻三三)。この点について嘉慶『新田県志』巻十，「猺峝」に，

> 平地猺，聚族して居る。衣服・飲食は平民と異ならず。顧みるに人は則ち民なるも，糧は則ち猺なり。実に猺籍に属すれば，必ず猺牌有り。

とあり，平地ヤオが「猺籍」に編入されヤオ族として税糧を負担しながらも，衣食が平民と同様なため，その点から見れば「民」に分類されるようになったのである。さらに，所によっては税役軽減の政策が変化して行った。たとえば，康熙『永州府志』巻二四，外志，「猺峝」によると，編籍の当初は「有税無役」であったが，「近年以来，頗る熟猺」になったため，「納糧当差」するように変化した。

---

14) 湖南の永明県でも，編籍された「熟猺」は「薄税免徭」とされた（道光『永州府志』，巻五下，風俗「猺俗」)。ただし，所によっては税役上の優遇処置の代償として，要地の守備等の軍事的負担を課される場合も見られた（この点について万暦『江華県志』巻四，「猺峝」に，「官府の提調を聴令す。亦た用うるに以て地方を把守し，或は盜寇に遇わば，衆を率いて之を禦がしむ」とある)。

以上のように，編籍され，さらに習俗が変化して行った点からすると，「平地型」ヤオ族は先のチュアン族の場合と類似の過程をたどったことが指摘されるであろう。

他方，「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族に目を転ずると，それらはおおむね清末に至るまで編籍されなかったようである。湖南では，平地ヤオが「熟猺」とも称されたのに対し，深山に住むヤオ族は「生猺」として編籍されなかった（道光『永州府志』，猺俗，永明県)。したがって，税役についても平地ヤオが「免役定税」（附点筆者，以下同じ）とされたのに対して高山ヤオは「免役免税」であった｛『藍山県図志』巻十四，礼俗，猺俗，鍾才濂（宣統２年の挙人）「徭俗軼聞録」｝。広西の場合についても，大瑤山に居住するヤオ族は，成化１－２年（1465―1466）の侯大狗や嘉靖17年（1538）の侯公丁等，明代に度々蜂起を起こし弾圧を受けた。しかし統治権力は弾圧後，専ら山麓の防備体制を強化するのみで，山中のヤオ族の編籍に着手することはできなかった。清代に入っても前掲の道光『修仁県志』の記事から，「頂板猺」・「長毛猺」ともに，清末まで編籍されて税役を納入するような段階には至らなかったことが確認される[15)]。さらに，道光『修仁県志』巻三，「田賦」には，ヤオ族が「輸餉（納税）せず」，「永く戸に編まれず」という状態であったため，統治権力の側からは「村落の多寡を知るのは困難であり，彼等の盛衰も見極めることができない」ことが指摘されている。

山地のヤオ族に対する統治の実態について，次の雍正『広西通志』巻九三，蛮疆分隷，賀県の記事は見逃せない。

> （猺）山坳水埇の間に巣居す。（中略）迎春に城市に出で，婦女は猺音を操り，男は土鼓を撃ち以てこれに和す。官府，魚塩を犒し以て帰す。

すなわち，賀県の山地に「巣居」するヤオ族[16)]は毎年，年頭に下山して県城に入り官府に伺候し，そして男性の鼓を用いた伴奏の下に女性が唱歌した。これに対して官側は魚や塩を賞給することによって慰労した[17)]，という（なお，光緒『賀県志』に

---

15) 汪士鐸『乙丙日記』巻二に，
　宣廟（道光）三十年，粤西日として叛く可からざるは無し。其れ紫荊山は，明の大藤峡を平げてより以来，今に至るまで盗の藪たり，銭糧国課を交せず，官府相い承け，視て域外と為す。
とあり，大瑤山に連なる紫荊山に居住するヤオ族が，明代に弾圧されてから清末道光年間に至るまで税役を納入せず，統治権力から「域外」と見做されていたことが確認される。

16) ここではヤオ族のタイプが明記されていない。この点について光緒の県志の記事でも，それが「盤姓」で「盤古（瓠）の後と自称する」としながら，他方で「山冲」に「聚族成村する」とし，さらに「過山猺」の項目を別に立てており，これらの情報だけでは判別が困難である。

17) この点について，道光『柳州府志』巻十一，風俗，立春の項に次の記事がある。
　粤西の旧俗を按ずるに，行春の日の例として猺女の踏歌を伝う。其の各郷，毎歳倶に挨次して来り，公堂に詣りて唱す。畢れば各々塩斤許（ばか）りを給す。其の女子，里に回れば，随いて媒（なこうど）の説親（えんぐみ）する有り。女子原より歌わざると雖も，倶に老猺婦の代唱するに係る。（中略）今，↗

よると，歌詞は「豊年歌」，つまり豊作祈願の内容であった)。この賀県の山地ヤオ族は，嘉慶10年（1805）に至っても依然「編戸に入らない」段階にあった（嘉慶『平楽府志』巻三三,「猺獞」)。この外，所によっては山麓の漢族地主を「猺官」(「撫猺官」)に任命してこれを通じてヤオ族を間接的に統治する場合も見られた[18]。これらの事例から，統治権力は山地のヤオ族に対してはこれを編籍せずに，食塩などの生活必需品の支給による懐柔や最寄りの漢族地主を通じての非常に緩やかな統治を行っていたことが指摘されよう。

「山地移動型」のヤオ族の場合,「数年此の山なるも，数年又た別の嶺なり」（前掲雍正『広西通志』，臨桂県）という頻繁に移動を行う生活形態のゆえに統治権力によるその把握がとりわけ困難であったと思われる。この点について，雍正『広西通志』巻九三，蛮疆分隷，霊川県に，

> (猺）自ら盤古（瓠）の裔なりと謂う。「先に猺有り，後に朝有り」の諺有り。所在耕山し，土宜を択びて遷徙す。人の敢えて阻む莫きも，然れども未だ嘗て盗を為さず。

とある。すなわち，漢族の側からすると，山間部で焼畑耕作を行い適地を求めて移動

↘　府城久しく已に革除せらるも，各属尚お之を行うもの有り。
すなわち，柳州府および府下の各県でも，ヤオ族の女性が，毎年正月に官衙に来て唱歌し，官側がこれに塩を支給する慣行が見られた。この場合，各郷のヤオ族が毎年交替で担当し，また女性は未婚者で，彼女が歌唱することができなければ老婦が代唱したという。
なお，ヤオ族に対する統治権力の塩政に関して応檟『蒼梧總督軍門志』巻二，所引の成化元年（1465）の制勅に，

> 両広軍民人等，多く魚塩等の物を興販し，猺嵓に進入して買売する有り。因りて消息を走透（もらす）することと，深く未だ便ならざるのみ。須らく出榜して厳しく禁約を加え，違うる者は処するに死罪を以てすべし。

とあり，成化元年，両広（広東・広西）において，（ヤオ族の蜂起の防止という観点から）塩を携帯し瑤山へ入山する商人が政府の機密をヤオ族に漏洩するという理由で，ヤオ族に対する塩禁の政策が実施された（それは恐らくは塩の密売の取り締まりの政策とも密接に関わっていよう)。そして同時に，同書巻一四,「経費」に，

> 朔望及び歳首に，聴撫せる猺獞，軍門に赴きて投ずるに，見（現）に百里の外に在る者は，毎名銅銭一百文・布二疋・魚塩各五斤を賞し，百里の内なる者は魚塩各二斤もてす。

とあるように,「聴撫」=統治権力に恭順した者に対して年頭や毎月一日・十五日に塩や銅銭・布・魚が「賞」給されたのである。これより，塩の支給と停止の政策が，ヤオ族を統御するための有効な手段として重視されていたことを知ることができる。

18) たとえば，湖南の藍山県では，深山に定住する高山ヤオは，数十余家を単位とする「冲嵓」ごとに「徭目」が居り，ヤオ族を統轄していた。「徭目」はさらに山麓の漢族「徭官」(「撫徭官」）の統属下に置かれた（「徭官」は県下の東西に二人居り，明末嘉靖年間にヤオ族の蜂起を鎮圧した鍾富光・成世仁の子孫が各々地位を世襲した)。ヤオ族の間に紛争が発生した場合,「徭目」が調停したがその段階で解決されないときには「徭官」に訴えた。重大案件については「徭官」がさらに県に報告しその裁定を受ける仕組みになっていた（前掲『藍山県図志』，鍾才濂「徭俗軼聞録」)。類似の体制は広東北・西部でも広範に見られ，ヤオ族統治に少なからざる作用を果たしたように考えられるが，この点についての具体的な検討は別の機会に行いたい。

を繰り返すヤオ族の行動を「阻む」ことは困難であり，したがってヤオ族が「盗」を為さない限りにおいては事実上放置に近い状態にならざるを得なかった[19]ことが看取されるとともに，ヤオ族の側からも，「先に猺有り，後に朝有り」という彼等のもとに広まっていた俗諺に端的に表現されるようになり，統治権力に対して一定の距離を置き，政治上の自律性を保持していたことが指摘されよう。この「山地移動型」ヤオ族と統治権力との関係について，さらに光緒『容県志』巻二八，雑記，「猺崗」に次の記事が見出される。

> 本朝雍正末年，郷民と山を争い訟を搆うること有り。官，之を拘え猺を訊するに，方版に粘れし官文書を以て諸を首に頂き，中門より直入し叩跪を諳らず。県令閲し畢り，揮して退かせしむ。蓋し宋の時，儂智高を平げし後に給せし所なり。

ここで注意したいのは，ヤオ族が漢族との土地（山）争いに際して自らの土地占有の正当性を主張する根拠としているのは土地の売買・典当契約書の類ではなく，かつて宋代において彼等が賜給され累世相伝して来たところの「官文書」，すなわち「過山榜」であり，しかも彼等は県庭において県令（知県）に対して正規の致礼（「叩跪」）を行っていない点である[20]。これらの点から，少なくとも彼等の意識の上では時の統治権力の支配権に対して無関心であり，王朝が交替しても効力を喪失しない自民族の由来書・特権保証状たる「過山榜」がそれに根拠を与えていたことが看取されると同時に，ヤオ族と漢族との間に土地争いが発生し，ヤオ族が県衙へ召還されていることからすれば，清代中期以降，彼等のもとにも漢族の勢力が次第に波及し，統治権力による支配が着手されたであろうことが推測される。

清代中期以降，統治権力の影響力が瑶山にも波及するようになったことについて，たとえば，先の賀県の場合について光緒の県志を見ると，ヤオ族が年頭に官府へ伺候

19）乾隆『慶遠府志』巻十，雑類，諸蛮，「猺」に，

> 山田幾も無く，天の雨少なきに遇わば，稑穜収めず。得て食するところ無ければ，則ち篁竹の間に踉蹌し，出でて剽摽し，事已めば即ちに巣山に遁入す。山多く渓菁なれば，捜捕するに易からず。官府覚ると雖も，亦た過問するに難し。

とあり，ヤオ族が凶作のときに下山し「剽摽」行為を働いた場合でも，ひとたび深山に「遁入」すれば，その険阻な自然環境（およびそこでのヤオ族の自由な行動）のため，官府がこれを捜索・捕捉するのは非常に困難であった。

なお，前掲の『趙家来歴書』によると，趙姓の祖先は康熙51年（1712）廖三の蜂起の鎮圧に協力した功績により，水田を作り，「無粮無税」で「代々安居」することを許されたというが，それでも先述のように定住は一時的に過ぎず，やがて他処に移住し，統治権力による把握が及ばなくなったのであり，このことも例証となるであろう。

20）この点について雍正『広西通志』巻九三，永安州にも，

> （猺）交手もて礼を為し，拜跪を識らず。

とあり，ヤオ族は古来からの漢族の伝統的拝礼法である「交手」（拱手）を知るのみであった，という。

した記事の続文に，「近年，田土升科し，亦た正賦を供する者有り」という指摘があり，編籍される者も漸次出現しつつあったことが窺われる。この点について，恭城県でも，明末清初には深山に「穴居」し漢族による支配が及ばなかった（前掲『平楽府志』）のが，雍正年間には「頭目」が任命されて（雍正『広西通志』巻九三）間接統治が開始された[21]。そして嘉慶年間には「納税する者」が出現した（ただし，それは「百分中之一」の者に過ぎなかった。嘉慶『平楽府志』）。さらに光緒年間になると光緒『恭城県志』巻四，「猺獞」に，

> 今則ち東北両郷の諸猺，咸な戸に編まれ約束を受け，委順服従し，尽く皆な税を納む。多く書を読み理を明らかにし，援例もて報捐する者有り。惟だ西郷の大源・小源・高界三猺，戸に編まるるを経ると雖も，花衣短裙にして，俗は未だ変更せず。

とあり，東北二郷（平地・丘陵地帯）に住むヤオ族のみならず，西郷（山間部）のヤオ族も編籍されるようになった。また大瑤山では，羅香村一帯に定住する坳ヤオは，雍正～乾隆前半期にはすでに最寄の平南県に税糧を納入し[22]，ために別名「糧猺」ないし「正猺」と呼ばれており（これに対して他のヤオは「蛮猺」と呼ばれた）[23]。また道光年間には「今，断藤峡内外の猺村，全て保甲に入り民と為る。猺民に読書する者有り」（阮元『揅経室続集』巻七，「閲辺」）とあるように，保甲制が施かれ「民」と同等の待遇を受けた。さらに宣統元年（1909），「土匪」の鎮圧に際して，大瑤山に団練制度が施行され七十二個村が四団に区分され，ヤオ族が団總に任命され，同時に清朝の「五品頂戴」（五品官待遇）以下の賞賜をも受けた［唐　1948: 46-47, 104][24]。

21）雍正『広西通志』巻九三，恭城県に，

> 附県の八村，民獞雑処す。民村十。猺村三十五，獞村五，皆遠郷なり，各々頭目を設けて之を鎮せしむ。

とある。

22）[唐　1948: 45] は嘉慶年間にはすでに納税していたとし，[胡・范　1983: 30] は康熙2年と嘉慶年間の二通りの所説があることを指摘している。この点について乾隆『潯州府志』巻四，疆域，都里，平南県「大同里」・「朋化里」に，

> 以上，県の西北に在り。皆猺里に係る。昔，明，土舎并びに土兵二十四名を設有し，山口を防守せしめ，其の猺米もて兵糧を支給す。本朝定鼎以来，土舎・土兵を撤去し，銀米は一体に地丁に編入し起解す。

とあり，遅くともこの史料が成立した乾隆21年（1756）迄には，土兵（狼兵）の撤去に伴ってヤオ族の田土に地丁銀米が課せられたことが知られる（なお，この記事から同時に，明代からヤオ族が土兵の軍糧を供出していたことも判明する）。

23）民国『桂平県志』巻三一，風俗，猺人，「猺人種類」に，

> 生猺有り，熟猺有り。熟猺，平民と錯処し，婚姻を通ず。並びに田を耕し糧を納む。故に又た糧猺と名づく。生猺，蛮猺と名づく。蛮猺，板猺・箭猺・花藍猺・山子の各種有り。

とある。

24）また，広東西部では清代中期以降「猺官」が廃止され，直接統治に移行する傾向が見られるようになった（ただし，広東においては，広西の場合のようにチュアン族が山麓に居住して，中国王朝の支配の波及に際し一種の緩衝地帯となったのとは，かなり様相を異にしている）。

とはいえ，統治権の浸透の度合いは，先のチュアン族や「平地型」ヤオ族の場合と比較すると格段に弱かったように思われる。たとえば，恭城県の場合，前掲の光緒の県志に見えるように，東・北郷の平地・丘陵地帯に居住するヤオ族が「尽く」編戸となり納税し，読書し捐官する者さえ出現したのに対し，西郷の深山のヤオ族は編戸となったとはいえ，その旧来の習俗を変えなかった。また，大瑤山でも，団總に任命された者が「定着型」ヤオ族の旧来の有力者であり，軍事徴発や納税等の実務は実際には彼に一任され，ヤオ族の従来の社会体制には何らの変更も加えられなかった［唐 1948: 46–47］。さらに，［王　1937: 39］によると，1930年以降，「花藍ヤオ」は受編し村長が政府から委任されたが，しかし実際には旧来の村の頭目（「石牌頭人」）が一切の村務を執行し，委任された村長は名義のみの存在であった。加えて，科挙への応試について、藍山県の「高山徭」のもとでは「往々にして人の試に赴く者無く，輒ち平地徭に冒佔され」（前掲・民国『藍山県志』，「徭俗軼聞録」），広東北部の「排ヤオ」のもとでは「児の聡穎なる者，儒書を読まず，惟だ猺の道士に従いて学ぶのみ」（民国『連山県志』巻十四，猺排，「猺俗」）という状況であった。

3.　統治権力・チュアン族・ヤオ族の間の関係

ところで，中国王朝によるヤオ族・チュアン族統治体制を考える際に注意したいのは，少数民族の蜂起に際して中国王朝がやはり少数民族を兵力として起用するという「夷を以て夷を制する」方法で対処した点である。この点について竹村は，［劉錫蕃 1934: 11–19］を引用しつつ，「漢・チュアン・ヤオの三者の間で時に二者が連合して他の一つにあたるという手段がとられ，(中略——筆者)大勢としてはチュアンは漢人の管理下に次第にヤオの拠点を蚕食して行った」と述べている［竹村　1967: 57］。このような状況はチュアン族がヤオ族（特に「山地型」）よりも早期に平地に居住するようになり，かつ編籍されて漢族との政治・社会的関係がより密接であった点からすれば必然の成り行きであり，その具体例も少なくない。たとえば，宣徳『桂林郡志』巻二〇，雑志，諸番蛮夷，「獞人」に，「漢民がヤオ族の攻撃から田土を防衛するためにチュアン族を招いた」ことが指摘されている。また応檟『蒼梧總督軍門志』巻七，「兵防」に梧州府の藤県に設置された「五屯屯田千戸所」の由来が述べられており，そこに洪武8年（1376）南丹（土州）の「獞人」覃福が「千戸」に任命され864人のチュアン族兵士を率いて屯駐したことが指摘されている。この軍隊は覃福の死後一旦散亡するが，兵士の子孫がのち成化2年（1466），大藤峡ヤオ族の蜂起の際に再び結集され，「刃を提して」明朝の遠征軍に参加した（田汝成『炎徼紀聞』巻二，「断

藤峡」)。かくて「軍千戸」の名は大瑤山のヤオ族（特に「山地定着型」）のもとに，ヤオ族を弾圧して深山へ追いこんだ仇敵としてながく記憶されることとなったのである［広西壮族自治区編輯組（編） 1984a: 32, 228–229］。

しかし，注意したいのは次のような場合もまた見られた点である。すなわち明末・隆慶年間，陽朔県のチュアン族に対する弾圧の際に「種山の山猺」が換集され遠征軍に協力している（兪大猷『正気堂集』巻十六,「与殷石汀公書」<隆慶5年2月2日>所引「鵰剿古田之外獞賊図説」)。また，より早期に統治権力に服従し編籍されたチュアン族（「熟獞」）が，統治権力に靡かないチュアン族（「生獞」）の弾圧に協力する場合（『蒼梧總督軍門志』巻十，兵防，営堡，柳州府)，さらに蜂起せる諸集団の中で最大の勢力を持った古田県チュアン族に対して統治権力は，反乱軍を離間させ県内十里のうち四里のチュアン族を服従させ，また反乱軍の指導者の首に賞金をかけたところその一人の黄朝猛は「獞人」黄金線によって殺害された。（万暦『広西通志』巻三三，外夷，「戦功善後事宜」，古田)。これらの事例から，大勢としてはチュアン族がヤオ族の弾圧に動員される場合が一般的であったが，しかし状況に応じてヤオ族がチュアン族の弾圧に起用されたり，チュアン族同士，ヤオ族同士でも利用されたことが指摘される[25)]。そしてこの事実から我われは統治権力にとっては非漢民族の民族的帰属よりもむしろ彼等の権力への対応のしかたが基準として重視されていたことを知ることができるのである。

以上の検討により，チュアン族や「平地型」ヤオ族とが編籍されて中国の行政組織に編入されて行き，清代中期以降それが一層強化されるとともに，官僚・官僚候補生として階層的上昇を遂げる者さえ出現したのに対し,「山地型」のヤオ族（特に「山地移動型」ヤオ族）のもとには清代末期に至るまで統治権力の支配権が波及しなかったこと(また清末以降においても支配の浸透の程度はさほど高くない)，統治権力はチュアン族やヤオ族を弾圧する場合，すでに服従したチュアン族やヤオ族を利用したことが指摘される。

25）この点について，『蒼梧總督軍門志』巻十六，「賞格」に，

聴撫せる猺獞，猺獞の出劫するを知り，綁（しば）りて所在の官司に赴き，軍門に転送する者有らば，上功の賞を与う。

とある。さらに，太平天国運動の発生に際してヤオ族の中で，太平軍に参加する者が出現する［広西僮族自治区通志館（編） 1962: 225–227］とともに，清朝軍に協力する者もまた存在した（李星沅『李文恭公奏議』巻二一， 使粤，「会奏籌剿金田逆匪慂調提鎮大員協剿摺子」）事実も裏付けとなるであろう。

Ⅳ．地主との関係

1．チュアン族

チュアン族について，第Ⅱ章で来歴と生態を述べた際にその明代以降における佃農化について言及したが，この問題について筆者はかつて検討を行った。すなわち，チュアン族の佃農化は明初，漢族地主の側からの農地の開墾・防衛のための労働力・武装力の確保，そしてチュアン族の側の生産活動の安定化・統治権力との接触の回避という事情を背景として開始された（招佃に際しては漢族地主，特に里長層が「招主」となりチュアン族と交渉を行った。またチュアン族の村落と佃作地は当初は漢族居住地の縁辺の山麓地帯に立地していた）。やがて明代中期以降にチュアン族と漢族地主との関係の尖鋭化を主因とするチュアン族の蜂起とそれに対する弾圧を経て，清代以降その佃農化が進行して行き，同時にチュアン族と漢族との雑居村が形成され，チュアン族独自の村落内社会体制が崩壊して行った [塚田　1985b: 21–55]。

ここでまず，チュアン族の佃農化と前章で述べた編戸化との関連性が問題となるが，少なくとも明末清初およびそれ以前の時期においてはチュアン族に対する編籍政策がさほど進行していなかったために，編籍されずに漢族地主の佃農となる者が圧倒的に多数を占めていたように考えられる。この点について，前掲の嘉慶『平楽府志』の明末清初の恭城県の状況を伝えた記事に「(チュアン族は)編籍されること無く，多く民田を佃す」ることが指摘されている。さらに，康熙『古今図書集成』職方典，巻一四四三，南寧府，風俗考，永淳県に次の記事が見出される。

> 郭外の近村，謂いて本地人と為す。亦た上世に中州より来たる者と謂う。(中略）山谷の遠村，則ち獞人と為す。(中略）今各郡の山谷，処処これ有り。但だ其の性愚にして驇強なり。分ちて郷屯と為し，毎年一人を輪して長と為し，以てこれを約束す。銭糧の図籍有るもの鮮く，多く佃耕を以て業と為す。

すなわち，清初の永淳県のチュアン族は県城から遠く離れた山谷に居住し，県城の近辺に居住する漢族とは「棲み分け」的な居住形態が見られたが，彼等の中で編籍され銭糧＝税糧を負担する者は少数派であり，「佃耕を以て業と為す」者がその多数を占めていたことが知られ，先の推測が一層補強される。

清初以降には編籍政策の進展に伴い，次第に編籍される者の割合が高くなって行ったように思われるが，しかし注意したいのは編籍者人口の増加が必ずしも佃農となる

者の減少を齎らさなかった点である。というのは一旦編籍されたものの，後に佃農化する場合が少なからず見られたからである。たとえば『宮中檔雍正朝奏摺』第二〇輯，(広西学政）趙晃「奏陳地方学政事宜摺」(雍正10年6月27日）に次の記事がある。

> 生監，獞人の銭糧を包覧すること，宜しく清査して厳禁し，以て争端を息むべし。査するに銭糧の包覧・代納は，律に明條有り。生監の禁を違えて利を攘するは，尤も法の宥さざる所なり。粤西民獞雑処たり。愚獞墾荒食力するも経歳市城に入らず。遂に劣衿の其の無知を欺し，私収包納して利を網して己を肥やすもの有り。更に一種の豪強の衿監有りて，本を出して利を図り，先を争って搶納す。随いて獞村に至り，坐して勒利し償還するを収め，食物の供応を求む。又た或は包納すること已に久しきに因り，獞人の愚懦を欺き，竟に誣して佃丁と為し，其の田租を収め，耕す所の地畝を将て，拠りて己の産と為し，以て争控を致し，訐訟休まず。

すなわちチュアン族には自ら県城へ赴き銭糧＝税糧を納入するのを回避しようとする傾向が強く[26]，このため漢族の生監層の地主がチュアン族の「無知」につけいり，これを欺して税糧の包覧(納入請負)・代納を行って私腹を肥やしていた。さらに甚しい場合には，「豪強の衿監」が自ら出資して「先を争って」チュアン族の税糧を「搶納（うばいおさめ）」した後，チュアン族の村落に赴き，本来の税額に利子を加えた額を強制的に返済せしめ，その上，食物の供応を要求しさえもした。またチュアン族が「愚懦」であるのを欺して，チュアン族を佃農としてその田土を横領に等しいやり方で自分のものにしてしまう者さえ出現した。かくて両者の間に土地をめぐる紛争が頻繁に発生し，それが重大な社会問題となったがために官側がこの問題を取り上げるに至ったのである。

なお，上記の記事中に，漢族がチュアン族を欺騙して佃農と為し，土地を横領したことが述べられているが，その具体的方法について稲田清一は，太平天国期の横州・永淳県のチュアン族の「反乱」について分析した論稿において，民国『永淳県志』巻八，「清康熙至咸同紀事」を引用し，「獞佃間の契約書には某宅に『租』若干を交すと書かれるのみで，粮戸とか業主という呼び方や字句は書かれることがなかった」ことを指摘している［稲田　1988: 18][27]。

26）雍正『広西通志』巻九三，昭平県に，
其（チュアン族）の諺に曰く，寧ろ粥の稀きを食らうも官府に見えず，と。
とある。

27）この点について，雍正『平楽府志』巻二〇，外志，「陋俗」に，田産売買の契約書は「数寸の悪紙を用て書写し」，「找価過戸に至りてはじめて契を找し印を請う」ため，契約書には偽造のものが多く信ずることができないことが述べられており，さらにチュアン族・ヤオ族が「猾↗

このようなチュアン族の佃農化の趨勢は清代中期以降においてもとどまることなく，特に広西の東南部一帯の地域で広範に見られた。たとえば，太平天国運動の発生地として著名な桂平県の場合について瞥見しよう。西川喜久子は，太平天国運動の発生前夜の広西の社会を全面的に検討した労作において，民国『桂平県志』巻二九，食貨中，「農業」に見られる記事に拠り，金田村を含む「宣一里・宣二里」では，地主制が発達し，農民の大半が佃戸であり，そして佃戸の立場は弱く，地主に強く隷属し恣意的収奪を受けるような地主＝佃戸関係，「後進的地主制」が見られたことを指摘している [西川　1978: 129–135]。この宣一里・宣二里について，民国『桂平県志』巻三一，紀政，風俗，獞人，「獞人居止」に道光23年（1843）の「袁旧志」が引用されており，

惟だ宣一二里，則ち獞無き村無し。十羅九古の名あり，皆獞村なり。

とあり，そこでは「チュアン族のいない村は無い」と言われるほどであった。先の西川氏の指摘を考慮すると，チュアン族の佃農もその中に少なからず存在していたであろうことが推測される。この点についてさらに，現地での聞き取りに基づく記事を多く収録した [広西僮族自治区通志館（編）1962] によると，金田村の近くの甘皇嶺村ではチュアン族と漢族とが雑居していた。全村の人口約190人中，韋姓のチュアン族が70～80人，黄姓のチュアン族が40～50人いた [広西僮族自治区通志館（編）1962: 15–16; 金田公社謝海朝・謝文輝（口述)] が，彼等は全く土地を持たず，専ら他人の土地を佃作していた [広西僮族自治区通志館（編）1962: 113; 金田公社謝海朝（口述)]。同村の漢族地主・呉四（呉「保正」）は，土地を小作に出すのみならず高利貸行為をも行っており，農民が借りた穀米を返済することができない場合には子女を売らざるを得なかった。黄姓のチュアン族も，この地主に田地を借りて佃作をしていたが，地代を支払うことができなくなり，娘を売るを余儀なくされた。しかし当の娘は地主の奴婢として虐待を受けた結果死亡し，かくてこれを恨んだ黄姓チュアン族は太平軍に参加するに至ったという [広西僮族自治区通志館（編）1962: 32–33, 113; 金田公社謝海朝・黄耀南（口述)]。結局，この村のチュアン族のほぼ全員が太平軍に身を投じることとなる [広西僮族自治区通志館（編）1962: 113; 謝海朝（口述)] のであるが，そこに我われは，他の漢族の貧農同様，地主の佃農として強い経済的支配を受け，そして破産寸前にまで追い詰められたチュアン族の姿を見出すことができるのである。

このように清代中期以降，チュアンの佃農化の傾向が強まって行ったが，注意した

↘ 吏奸棍」に税糧の代納を頼んだ場合，後者は前者の「愚蠢を欺」いて，「完納の糧単を収め」，「偽約執単に仮りて憑と為」し，かくて前者を「佃丁」としていたことが指摘されている。

いのは他方で大地主となるチュアン族もまた出現したことである。たとえば，太平天国運動前夜の広西東南部の貴県においてチュアン族地主が太平軍の指導者の一人の石達開と戦って敗れた [広西省太平天国文史調査団　1956: 76–77] が，地主の一人である六屈村の周鳳鳴は「有銭人」であり，捐官して清朝側に附した人物である [広西僮族通志館（編）1962: 70–71]。また，石兆棠による広西西部のチュアン族の調査報告にもチュアン族地主の存在が指摘されている [石　1928: 1277]。さらに，広西北部の全州・灌陽・興安・霊川・永福の各県でも，総じてチュアン族は平原に居住し，地主となる者も少なくなかったという [広西壮族自治区編輯組（編）1986b: 44]。

このようなチュアン族地主は同時に，地方行政機構の末端においても枢要な地位についた。たとえば，宜山県洛東郷では清末・光緒年間から民国初期にかけて知県から団總に任命された18人中，15人がチュアン族であり，さらにその中の11人が地主階級であった。そこでは1930年以降改変された地方自治体制においてもチュアン族地主は郷長・村長の多くを占めた [広西壮族自治区編輯組（編）1986a: 52–54]。また武鳴県では，これらのチュアン族地主は，同時に「郷約」・「祠堂」を管理する役員として宗族の指導者的地位にあった [広西壮族自治区編輯組（編）1985b: 36, 71–72]。加えて，中には前掲の光緒『賀県志』に見られるように，府県学に入学し，さらに科挙官僚化するチュアン族さえ出現した。

以上の事例から，チュアン族の内部に階級分化が生じたことが指摘されるとともに，このような段階にあってはまた，チュアン族としての民族的統合を維持するのも困難になっていたであろうことが推測される。

ところで，このような状況には地域的変差が見られたことにも注意を払う必要がある。たとえば前掲の龍勝県龍脊十三寨では，漢族地主の勢力が及ばず，チュアン族は基本的には自作農であった。清代末期以降，族内に「富農」となる者も確かに出現したが，しかし他のチュアン族を佃農として使役するような地主に成長するには山地の農業生産力の低さが制約条件となったように考えられる。すなわち雍正『広西通志』巻九三，蛮疆分隷，義寧県に，

> 県治の西北の辺，上・中・下三寨に分るるは，則ち皆獞人の居る所なり。性は慳にして鄙たり。山田瘠埆にして，歳に再熟せず。一歳に収むる所は窖（あなぐら）もて之を貯え，口を計りて授食す。客其の家に至らば，既に客に飯（くらわ）せ，則ち己は自ら饑を忍ぶ。明日の食を妨ぐるを慮るがなり。

とあるように，そこでは山間に田地がつくられていたが土壌が劣悪なため年一期作にとどまっていた。また収穫量も低かったようで，当地のチュアン族は一年間の収穫物を窖に貯蔵してそこから村民に均分して支給するシステムを実施することによって，かろうじて食糧を確保しており，時に来客があれば自らの食糧を彼に与え供応していた。このような経済的条件の下では階級分化が発生し難く，チュアン族としての統合も比較的強かったであろう。

2. ヤ　オ　族

先のチュアン族の佃農化と族内階層分化の傾向は，「平地型」ヤオ族のもとにも見られた。たとえば，前掲の雍正『広西通志』，臨桂県に「平地猺は佃田傭耕する」ことが明示されている。また，鄺露『赤雅』巻上，「大良（猺）」に，

猹と同類なるも性稍や異なる。戸口版籍有り，民に較べ更に淳たり，租税を輸すを喜ぶ。（中略）多く獞人の占殺する所となり，城郭に散処し，人の為に灌園す。

とあり，さらに康熙『永州府志』巻二四，外志，「猺獞」に，

其（良猺）の民田を耕す者，富民之を役属せしむ。

とある。これより，明末清初には「平地型」ヤオ族の「大良猺」・「良猺」が平地の県城付近に散居し，「民田を耕し」・「人の為に灌園（こうさく）」し（漢族の佃農となり），漢族地主に「役属」していたことが窺われる。この外，清末から民国において，恭城県の平地ヤオの村・石口村では，村の全戸数107戸のうち85戸もが地主の田土を佃作して生計を立てていた(地主の多くは富川・鍾山県等の県外・郷外の者であった)。同村の農民盆盛英（盆姓は盤姓の分派）は地主の田地を佃作していた（佃農が収穫量の四分，地主が六分を得る分租制が用いられた）が，そこからの穀米の収穫量は交租した後には再生産を維持するのに十分ではなく，勢い毎年，地主に借りざるを得なかった。こうして元利が膨れて行き，やがて借金の返済や納租にも事欠くようになった。地主はその不足分として耕牛・豚を奪取した上，盆盛英の妻の葬式や妹の出嫁の際にさえ催租に来たという [広西壮族自治区編輯組（編） 1986b: 293–304]。

ところで，この石口村を含む「東郷」に居住するヤオ族について前掲の光緒『恭城県志』，「猺獞」に，「読書し理に通じ」，「捐官」する者の存在が明示されていることからすれば，ヤオ族の内部にも地主層が出現したことが推測される。この点について，光緒『賀県志』巻七，「猺獞」所引（乾隆）「旧志」にも，

其の郷村に就居する猺，漢民と屋を比(なら)べ，則ち服食も或は異なること無し。今亦た向学を知りて童子試に応ずる者あり。

とあり，郷村に漢族と「屋を比べ」て居住するヤオ族の中には，（大地主となり）童試（府県学の考試）に応試する者さえ出現したことが知られ，その階層分化の発生が窺われる。さらに，民国『藍山県志』所引「徭俗軼聞録」に次の記事が見出される。

凡そ平地徭，類別するに又た二種に分く。一は高山徭の進化し，知識漸く開け，次第に平地に移居せるに由る。未だ開化せざるの高山徭の有する所の森林の産を将て，薄直にて焉を貨殖す。大橋・下洞・楊家潤等の処，皆な椒（杉）樹を以て家を起こし，成りて巨族と為る。其の人情風俗は漢人と少しも差異すること無し。後に益々文化に趣き，重貲を靳(おし)まず，敦く老師・宿儒を聘き，子弟を訓え迪(みちび)く。援例もて納資し，籍に通じ出仕する者有り。学堂興り，学校を建立するに迄(いた)り，衡湘に留学する者，頗る人に乏しからず。礼数を譚(かた)るを喜び，善く邑中の聞人と交接し，及び邑中の富豪と婚媾を通じ，深く其の徭人たるを諱むなり。一は漢人の他処より転徙して藍に来たる者に由る。徭俗の淳にして林業の蕃なりて，賦役較や軽く，科名取り易きを見，因りて徭籍に投入せると云う。

すなわち，湖南の藍山県の平地ヤオには二種類の来源があり，一つは山地に住む「高山徭」が下山したもので，一つは他地域からの漢族移住民でヤオ族の税役が軽額で科挙に及第し易いのを見て「徭籍に投入」した者であった。前者は平地に移居した後，未「開化」の高山ヤオ地区の豊富な林業資源（杉）を廉価で購入し，それを契機に起家発財し「巨族」に成り上がった。その習俗も漢族と異ならなくなった。さらに資金を惜まず漢族教師を招聘して子弟を教育し，中には納資して買官する者も出現した。加えて県下の名士と交際し，富豪と通婚し，自らヤオ族の出身であることを「深く諱む」ようになったという。この記事から，当面の平地ヤオ族の地主化という問題についてその経緯と実態とが把握されるとともに，その来源や文化，通婚を含む漢族との関係をも窺い知ることができる。

次に，山地のヤオ族の場合について見ると，一部には佃農化する者も出現した。たとえば『皇清職貢図』巻四，「灌陽県竹箭猺」に，

竹箭猺。（中略）灌陽県の帰化上下二里に散処す。耕山種畬し，田を有し賦を輸す者甚だ少なし。性樸にして馴れ易く，土民，常に募りて佃作せしむ。

とあり，「土民」が山間で焼畑耕作を行う「山地移動型」の「竹箭ヤオ」を募り佃作

させていた。また乾隆『岑溪県志』巻一，「風俗」に，

（猺）官府の拘喚に服さず，惟だ山口の招主をして伝諭せしむるのみなり。故に禁令・保甲は猺山に入らず。

とあり，岑溪県ではヤオ族は官府の召還に服従せず，専ら山麓に住む「招主」（ヤオ族を招佃して山地で耕作させていた）を通じて間接的統治を行っていた[28]。また，『清宣宗実録』巻二二六、道光12年（1832）11月辛丑条に，賀県のヤオ族盤均華の蜂起を弾圧した後の処置が挙げられており，その一つに，

猺人の山外に在りて民業を承佃せる者は，旧に照らして耕種し納租せよ。

とあり，ヤオ族は蜂起の発生以前から，山外＝山麓において「民」の田業を佃作していた。さらに，この続文に次の記事が見出される。

猺人の安分せるか否らざるかは，惟だ猺山に附近せる紳民人等のみ聞見すること較や真なれば，即ち各州県の文武官員に飭して，猺山に附近せるに於て，公正の紳士・誠実の郷民を選択し，随時暁諭し，各々をして耕鑿に安んじせしめ，滋事を許すこと毋らしめよ。

すなわち，瑶山の付近の山麓地帯に居住する漢族地主（「紳士」・「郷民」）のみがヤオ族の動静を知悉しており，ヤオ族に対して「暁諭」することができた[29]ことが知られ，先の記事と併せ考えれば，租佃を含む漢族地主のヤオ族へのそれなりの影響力を推察することができるであろう[30]。

28）岑溪県におけるヤオ族と漢族「招主」との関係について，雍正『広西通志』巻九三に，

岑溪連城郷。上里，平河等二十村，中里，大洞等四村，下里，佛子等五村，皆な猺の居る所なり。（中略）豪民募りて耕山せしむ。之を招主と謂う。官府勾摂せんとするも聴かず，招主に命じて之を諭さしむれば則ち往く。

とあり，当地では「豪民」が「招主」としてヤオ族を招佃して山地を耕作させており，官府がヤオ族を出頭させるような場合には，専ら「豪民」を通じて行われていた。

29）また，明代中期から清代中期にかけて広東の高要・四会県一帯のヤオ族を統括する「撫猺官」を60余人をも輩出した高要県水坑村の謝氏一族は，同時に大地主でもあった。初代の「撫猺官」となった謝永安は，献金して十余里にわたる水路を築き，また正統7年（1442）には穀一千石を官倉に捐納（寄付）して，翌年「義民」に旌表された（このとき同時に「世襲猺官」を授けられた。光緒重修『水坑謝氏家譜』巻九，「謝永安伝」)。

30）広東の排ヤオについて，李来章『連陽八排風土記』巻三，風俗，「猺種」に，排ヤオの由来に関する有名な故事が収録されている。

連の地，古より猺無し。連志（康熙十二年の県志？）に載れり。宋の紹興年間，州の郷宦廖姓なる者，西粤提刑と為り，里に旋るに及び，猺八人を帯し道を防がしてより連の地に見ゆ。皆深山峻嶺にして耕鋤に易ければ，遂に去らず，始めて州境の油嶺・横坑の各山に居り，刀耕火種す。日久しくして種繁く，連山の境内に越居し，又た五排に分かれ，大掌嶺・火焼坪↗

しかし，注意したいのは，地主による支配の度合いにおいて，必ずしも先のチュアン族や平地ヤオ族の場合とは同列には扱うことができないように思われる点である。たとえば，先の賀県の「山地定着型」ヤオ族の場合，山麓の地主の佃農となりつつも(『清実録』前掲条)，同時に山間に聚族叢居し雑穀の栽培や狩猟・採集生活を営み(前掲・光緒『賀県志』)，「猺目」を通じての緩やかな支配が行われていた（『清実録』前掲条前文)。また，大瑤山では抑々ヤオ族は「軽々しく猺界を出ず」(前掲『修仁県志』)，しかも「猺人の有するところの田地は世代継承され，変売されることは少なく」(民国27年『象県志』第三編，社会，風俗，「蛮情」)漢族地主による土地の集積はみられなかった。そこでは同一系統のヤオ族の内部には階層分化が生じ難く，「頗る富なり」(前掲『修仁県志』)と称された「長毛ヤオ」に属する六巷一帯の花藍ヤオ族の指導者（「猺王」と称された）自身，他の者と同様に田地を耕作して生計を立てていた [王　1937: 39][31)]。さらに，広東北部の排ヤオの一部も山麓の漢族地主・廖氏の佃農となったが，その独自の社会体制を揺り動かすほどの強力な支配はうけなかったようである。すなわち，個別的には清末以降佃農化され，そして一定程度の搾取

↘　・軍寮・馬箭・里八峝と曰う。

すなわち南宋・紹興年間（実際には淳熙年間）に連州の漢族廖姓（乾隆『連州志』巻七，人物伝では，廖顒とする）が，提刑（提点刑獄）として広西に赴任した際に八人のヤオ族を帯同して帰郷した，という。また，民国『連山県志』巻十四，猺排，歴代綏猺政策上篇，殷化行「剿猺再奏疏」(康熙40年11月）に，

> 又た民人廖玉章等の称に拠るに，八排猺，伊の遠祖，宋朝紹興年に於て粤西へ出仕し，猺僕十餘人を帯回し，山内に分入し，耕種自活させ，年久しくして蕃息せるは，志書に載在す。因りて民等を呼びて山主と為し，種うる所の民畝の額徴銀米は，歴年，倶に民等催収して完納せり。

とあり，廖顒の子孫の廖玉章なる者が康熙40年（1701)「山主」と呼ばれてヤオ族から収租していた。さらに，同書巻十六，遺聞，「存疑」に，先の廖顒が宋代にヤオ族を帯同して来たという故事に関する疑問点を表示した記事が見られ，そこに，

> 但だ，今に至るまで廖姓の人，猺排に入りて山租を収め，春秋の廟祀に猺人相い率い来りて拝すれば，則ち又た未だ必ずしも因無からざるなり。

とあり，民国17年（1928）の時点でも，廖姓漢族は地主として漢族から「山租」を徴収し，廟の祭祀の折りにはヤオ族が参拝に来た事実が述べられており，その点からすれば先の故事は必ずしも根拠が無い訳ではないことが指摘されている。さらに，[『民族問題五種叢書』広東省編輯組（編） 1987: 55] に，民国初年に自ら「山主公」と称する廖亜妹が瑤山に赴き催租を行っていたことが指摘されている。加えて，胡耐安によると，1949年５月当時，連県の廖顒の末裔が毎年一度「外三排」へ行き（収租人を派遣し)，「山租銀」200元を収取し，その中40元を県の賦税局に納めていたといい [胡　1966: 574]，廖姓地主が所有した土地は八排のうち「外三排」，すなわち油嶺・横坑・行祥（南崗）の三排であったこと，および廖氏は地代を徴収するとともに国家への納税の代行をも行っていたことが知られる。

以上の記事から，宋代に廖顒がヤオ族を帯同して来たという故事の真偽はともかく，少なくとも清初康熙40年以降1949年の新中国の成立までの間，廖姓地主が三排のヤオ族を佃農としていたことが指摘されるであろう。

31）この点について，前掲・民国『藍山県志』，「傜俗軼聞録」に，

> 傜人，多く窮苦たり。凡そ山中の万金以上の者，皆な民籍にして傜籍に非ざるなり。

とあり，山中で富裕なのは漢族のみで，ヤオ族は貧窮の状態に置かれていた。

を被ったにせよ，しかし「佃農化」の内容についていえば，チュアン族や「平地型」ヤオ族のように地主に強く従属する事態には至らなかったように思われる。

以上の検討から，チュアン族や「平地型」ヤオ族は漢族地主の佃農となるとともに族内で階層分化が生じ地主化する者も出現する趨勢にあったが，「山地型」ヤオ族のもとでは，総じて前者の場合とは対照的な状況であり，佃農化した場合でも地主の支配はさほど強くなかったであろうことが指摘される。ところで，広西は明清時代に外省出身の移住民が多く来住した地域であることからすれば，漢族地主といっても必ずしも土著の者のみならず，移住民の中で広西において成功を収め地主化した者も多く含まれたであろうことが推測される。したがってチュアン族・ヤオ族と移住民との関係を検討する必要があるが，この点については次章にて検討を行いたい。

V．移住民との関係

1368—1949年の間には外省からの移住民が多く広西へ来住した。それは，とりわけ清代以降に多く見られたのであり，たとえば雍正10年（1732）ごろ，広西の全人口の中，四割がチュアン族，三割がヤオ族，二割が「狼」（土司型チュアン族）によって占められていた（嘉慶『広西通志』巻二七九，「諸蛮」所引，銭元昌「粤西諸蛮図記」）が，道光末年（1830）ごろには外省の「客民」（移住民）が七割を占めるに至り，ヤオ族・チュアン族を含む「土著民」[32]は三割に過ぎなくなった（姚瑩『中復堂遺稿』巻二，「平賊事宜状」）。したがって，百年足らずの間に大量の移住民の来住によって漢族と非漢民族との人口の比率が逆転したわけである。これらの移住民は広東・湖南・貴州・江西等の諸省，特に広東・湖南の出身者が多く，また商人・工匠や農民，さらには「遊民」・「無頼の徒」等の反社会的な者に至るまでさまざまな者が含まれ，チュアン族・ヤオ族と様々な局面で接触した。本章では，これらの移住民とチュアン族・ヤオ族との接触の実態について検討したい[33]。

32）なお，この記事では「土著民」と表現されているが，それは本来の意味での土著とは限らず，先来の移住民で比較的長期間定住したものも含まれるように考えられる。この点について，地図2で図示した修仁県広平都について，雍正『平楽府志』巻四，「風俗」に，

　修仁，広平都南北東西四郷，民獞雑居す。民は皆な異地の人にして，寄籍して年久しく，遂に土著と成る。

とある。

33）なお，移住民の来住時期・分布・出身地およびその背景や存在形態についての具体的な検討は別の機会に行うこととし，ここでは専ら移民とチュアン族・ヤオ族との関係のありかたの比較に焦点を絞って論じたい。

1. 商　　　人

（1） チュアン族

まず，チュアン族と商人との関係について，清代康熙年間には（商品の販売と販路の拡張を企図して）広東出身の行商人がチュアン族の寡婦のもとに婿入りした事例が見出され［塚田　1989: 60–61］，漢族商人の進出が開始されたことが窺われる。さらに乾隆年間になると，広東の「奸商」が，イネがまだ青苗の時期に広西の（西江流域の）「土苗」（ここでは明らかにチュアン族を指す）の村落に潜入し，秋の収穫の際に「穀米」（モミつき米）で返還するという条件で銀の前貸しをし，青田買いを行うようになった。商人は相場よりかなり廉価で買い付けておき，そして秋の収穫期になるとチュアン族の村むらを巡回して穀米を集め，船に満載して広東へ帰り，米価の騰貴を待って売り出した[34]（その利益は僅か半年の間に通常の数倍にもなった）。チュアン族は一時の急をしのぐために穀米を売り銀を得たものの，しかし米を売った後，手元には一年間食いつなぐに足る食糧が残らなくなった。あらためて騰貴した米を購入して食いつないだものの，ますます困窮し，そして翌年の春には再び商人に前借りせざるを得なくなった（『宮中檔乾隆朝奏摺』第五輯，広西巡撫李錫泰「奏請厳販客放青之例，並縦容失察処分，以重民食摺」，乾隆18年７月４日）。こうして当地のチュアン族の商人に対する経済的依存の度合いが強まって行くように推測されるのであるが，ともあれ，チュアン族，特に平地のチュアン族のもとに商品経済が浸透しつつあり，そしてチュアン族は広東商人に経済的に従属しつつあったことが窺われるであろう[35]。

（2） ヤオ族

「平地型」ヤオ族と商人との関係については史料的に未詳であるが，「山地型」のヤオ族の場合はチュアン族とは顕著な相異が見られた。すなわち険阻な山地の自然環境ゆえに，彼らが商人と接触するのは山地へ入山する小規模な行商人と特産物の交易を行うか，もしくは自ら山麓の定期市に赴いて日用必需品を購入するような場合に限定されており，概して外省（特に広東）の大商人に従属するような状況は見られなかった。たとえば大瑤山の「山地定着型」ヤオ族について，すでに明代に商人とヤオ族との交易を伝える記事が見出され，ヤオ族が山の特産物を携えて下山し山麓の定期市で

34）当時，大量の米穀が商品として広西から広東へ搬運されていたことがその背景にある。この「西米東運」の状況については［西川　1978: 155–158］・［安部　1957: 120–213］等が，その制度的運営については［稲田　1986: 90–105］が参考となる。

35）なお，チュアン族の中にも商業行為を行う者が出現したが，それは大概，耕地を持たない雇農・佃農の農閑期における副業［石　1928: 1277］であるか，もしくは専業であっても活動地域が奥地に限定されており，しかも小規模経営である場合が多かったように思われる。

交易を行うのと漢族商人が入山するのと二通りの形態が見られた。この交易方式は清代に入っても依然続けられた。たとえば，道光『潯州府志』<道光6年 (1826) 刊> 巻七四，猺蛮，「猺人」の按語に，

（猺）多く山に入りて薬を採り，市に赴きて之を貨る。民を欺かず，民も亦た猺を欺かず。彬彬然たりて礼儀を尚ぶを知るなり。

とあり，また民国『桂平県志』巻三一，紀政，風俗，「猺人生計」所引の乾隆33年（1768）の「旧志」に，

大宣里王挙村より行きて平南県鵬化里の諸山を経て，約七，八十里，猺口に進む。鹹蛋・豆豉及び塩等を以て其の香菰・木耳尖の各物に易う。地に桂樹を為す。外人来買するに必ず其（ヤオ族）の群を呼び，豬を宰り大いに嚼(くら)う。銀の多少を約し桂を剝ぎて之に給す。

とある。すなわち，ヤオ族が自ら山中で採集したシイタケ・キクラゲや桂皮・漢方薬材料等の特産物を山麓の市場に運び，あるいは入山せる商人と交易を行い，それに生計のかなりの部分を依存していたことが指摘されるとともに，少なくとも道光6年以前においてはヤオ族と商人との間の交易は「民を欺かず，民も亦た猺を欺かず」というように平和裡に進行しており，ヤオ族は山林資源の供給者として安定的地位を維持していたであろうことが推測される。

しかし，注意したいのは清代中期以降，交易をめぐる商人とヤオ族との関係に変化が生じつつあった点である。この点について，まず乾隆『潯州府志』巻四，疆域，墟阜，桂平県に「猺墟」なる墟市（定期市）名が挙げられており，その原註に，

南門の外の旧城に在り。西山に在り。此の地の猺蛮，墟に集まれり。

とあり，そこはヤオ族が特に多く集まる定期市であった。しかし，この続文に「今，太平街に改む」とあり，名称の変更がなされていることから，乾隆年間には交易の形態にも何らかの変化が発生していたことが想像される。この点について民国『桂平県志』巻九，紀地，墟市，「江口墟」に，

一名永和墟，県の北六十里宣一里の南に在り。（中略）旧くは墟の西の対岸に在り，猺人の貿易場たり。乾隆の間，今の地に遷る。清世に猺人遠く遁し，外籍日に日に衆く，墟漸く繁盛す。（中略）復た猺山の土貨，大宗雲集し東西に流通し，附近の石咀・新墟・南滌と平南の思旺墟に来趁する者有り。

とあり，瑶山山麓の墟市・江口墟がすでにヤオ族が下山して交易を行うような場所ではなくなり，「外籍」（特に広東商人）の進出に伴って大規模な商取引を行う場所に変貌し，ヤオ族は「遠く遁し」，山中に逼塞せざるを得なくなった[36]。

さらにヤオ族と入山する商人との関係における変化について，同治『潯州府志』巻四，疆域，風俗，「猺人」に，「山地定着型」の坳ヤオに関する注目すべき記事がある（なお，民国『桂平県志』巻三三，猺人，「猺人生計」所引の道光「旧志」の記事も同様の内容を有するが，ここでは変化の過程を把握し易い同治刊本の記事に拠る）。

出山して塩を市いて帰り，貯うるに竹筒を以てし，之を梁間に懸く。其の富を問うに塩を以て対う。地に香菰・苓香・香草等の物を産するも而して桂皮最も良し。山深く林密にして，風霜を飽歴し，気味醇厚なるが故を以てなり。猺の性頗る悍なり。客に桂皮を採買せんと欲する者有らば，必ず餽るに嗜好する所の物を以てす。喜べば則ち延待すること甚だ恭にして，購う所の桂，必ず售り，其の価も亦た廉し。若し忌諱する所を犯し猺恚れば，則ち挫辱して之に随うなり。伝え聞くに猺に困客の具有り，尺木を以て鑿洞し，履形の如し。足を中に投じ之を拴縛し，其れをして歩履せしむるに，蹣跚して自ら適く能わず。名づけて穿木靴と為すと云う。十余年間，粤地の遊匪，本処に連合し，人を歹す。附近の猺村中に闌入し，家を捜して桂を剝ぎ，日に日に侵凌を肆にす。猺勢い敵せず，賂を致して和を講ず。因りて蓄聚漸く空にして，声勢振わず。種うる所の猺山の桂，多く売出し外人に与え，砍伐に従うに任じ，独り其の利を専らにする能わざるなり。

36）『清宣宗実録』巻二二二，道光12年閏9月康寅条，禧恩「籌議辨理排猺善後章程」に，

猺人，民墟に至りて貿易するに，毎に漢奸の欺く所と為る。

とあり，ヤオ族（排ヤオ）が下山して定期市に赴いても往々漢族商人の欺騙を受けた。またヤオ族が山中に逼塞したのに対してチュアン族は，民国『桂平県志』巻九，墟市，「石龍墟」に，

県の西八十里，武平里の内に在り。（中略）旧くは獞人の聚りて趁くの地たり。今已に漸く同化し，辨識する可からざるなり。

とあり，石龍墟はかつてはチュアン族が多く集まる定期市であったが，民国期にはチュアン族が漢族に「同化」したため，市場においても第三者による民族識別が困難になったという。

37）大瑶山の桂皮について，乾隆『潯州府志』巻四，疆域，物産，「肉桂」に，

按ずるに，桂の性たるや，一物にて五味これを具う。安南の青華山に出る者，交桂と為し，品最も佳たり。曩者，其の産，甚だ阜なりて，中外に流通す。又た潯地の紫荊山の桂有り，相い輔し並びに行す。故に之を購うこと尚お易し。今，交桂至ること罕にして，四方の需むる所，交ごも此の山に萃る。

とあり，かつてはベトナム産の「交桂」が最高の品質を持ち，広く流通していたが，乾隆前半期には乱獲のためか流通しなくなり，かわって潯州紫荊山のそれが注目されるようになり，全国的な需要を一手に受けることとなった。そして，この続文に，

一紫荊山の産する所を以て，広く区夏の求めに応ず。求めは窮まること無きも，産は限り有り。惑うこと無きか，価値日に日に騰ければ，山力就ち窘まれるを。

とあり，早くも乱獲による資源の枯渇の危険性が指摘されるようになった。

「十余年間」，すなわちこの史料が刊行された同治13年（1874）より十余年前の道光・咸豊の交を境として，瑶山の特産物である桂皮[37]の交易をめぐって変化が生じた。変化の具体的内容について，以前には「客」＝外来の商人が入山して桂皮を購入する際にはヤオ族の嗜好物を携えて行き彼らの歓心を買う必要があった。もしヤオ族の意に叶えば商人は桂皮を廉価で購入することができたが，しかしひとたびヤオ族の機嫌を損ったり禁忌を犯せば，桂皮の入手が不可能なばかりではなく虐待さえ受けた。ところが道光・咸豊の交以降になると，広東出身の「遊匪」がヤオ族の村落に侵入し，家捜しをして桂皮を略奪し，ヤオ族はこれに賄賂を贈与して被害を回避する，という状況さえ見られるほどヤオ族と商人との力関係が逆転し，結局瑶山の桂皮は根刮ぎ流出して行くこととなったのである。

類似の状況は「山地移動型」ヤオ族のもとにも見られた。すなわち盤ヤオの由来書たる『評皇券牒』に，「（ヤオ族は）山貨（山で採集される産物）を客民（＝漢族商人）と交易し生計を立ててきた。客民の商業行為は承認するが，ただし彼らが山貨を侵奪し己の利益とするような行為は許さない」という趣旨の記述が少なからず見出される[38]。それは表面上，商人による略奪的行為の禁止という体裁がとられているものの，その裡に現実に進行しつつあった事態が反映されていることが容易に看取されよう。

また，略奪行為とまでは断言できないものの，清末以降，ヤオ族との交易で暴利を獲る商人も少なくなかった。山麓の市場で廉価で仕入れた商品を倍額もの価格でヤオ族に売りつけた事例は枚挙に暇がないほどである[39]（商品の価格は当然，漢族商人により一方的に決定された［路　1944: 45–48]）。

とはいえ，注意したいのは，商品経済の浸透の度合いとその結果少数民族が被った影響について，ヤオ族は先のチュアン族の場合とは必ずしも同質とは考えられない点である。この点について西川喜久子は前掲の論稿において，瑶山の桂皮をめぐる広東商人の動きについても考察を加え，「商業資本に蹂躙されて，閉鎖的な少数民族の社会がまたたく間に崩壊していった」と結論付けている［西川　1978: 164–166]が，上記

38）たとえば，来賓県の『聖牒榜文』［広西壮族自治区編輯組（編）　1985a: 9–14]，田林県の『盤古瑤榜牒』［広西壮族自治区編輯組（編）　1985a: 30–33]，金秀県車田六怒村の『評皇券牒』［広西壮族自治区編輯組（編）　1985a: 38–44]，同県六巷の『評王券榜牒文』［広西壮族自治区編輯組（編）　1985a: 81–87]，臨桂県の『評皇聖牒』［広西壮族自治区編輯組（編）　1985a: 52–54]，融水県の『榜牒文書』［広西壮族自治区編輯組（編）　1985a: 62–68]，荔浦県の『十二姓瑤民過山榜文書』［広西壮族自治区編輯組（編）　1985a: 103–108］等。

39）たとえば，1935—36年に広西北部のヤオ族・ミャオ族を調査した路偉良の報告によると，入山した小商人（山麓の漢族農民が農閑期に商業活動を行うことが多い）は，1斤の塩と半斤のシイタケとを交換するなど不等価交換を行った（山麓の市場では1斤の塩は銀元1.5角で半斤のシイタケは3～4角の価格であった)。このため商人は交易の度に莫大な利益を得ていた。抑々，険阻で安全の保障も無い深山へ入り交易を行うのは一種の冒険事業であり，多くの人が敢えて試みようとしなかった点にこのような不等価交換が成立し得た一つの原因がある［路　1944: 45–48]。

の記事および氏の引用した史料による限りでは，商業資本の進出とそれに伴いヤオ族が搾取を受けたことは指摘できるものの，しかしそれをヤオ族の社会の崩壊をもたらした主因として理解するのは一考を要する。確かに瑤山の中で略奪に等しい搾取を被り廃村にまで追い詰められた事例も個別的には見られたが，しかし次の点にも注意が払われねばならないであろう。①「山地定着型」ヤオ族を中心に樹立され瑤山72個村を包括するまでに発達を遂げた「石牌」の規定に基づき，行商を含む漢族の瑤山における活動に制限が加えられた。すなわち漢族が瑤山において土地を購入したり，新たに家屋を建造することが禁止され，したがって漢族はヤオ族の同意を得た上で田業・家屋を「租用」せざるを得なかった（しかも田業は山の畑地に限定され水田の小作はできなかった）[唐　1948: 28–29]。②抑々，瑤山へ入山して商業行為を行う商人は小資本経営の行商に過ぎず，（貧窮のため）漢族社会では生活することのできない者さえ含まれていた [龐　1935: 89–90]。したがって，概してヤオ族による山林資源の自由な交易に制肘が加えられ利益を享受することが困難となり，また或る程度の搾取を被ったにせよ，しかし先のチュアン族の場合のように商人に従属して行くような事態には至らなかったように思われる[40)]。

2.　工　　　匠

清代以降，手工業者も多く広西へ移住した。たとえば，乾隆『全州志』巻一，輿地，「風俗」に，

> 工。土氓朴拙にして技巧を習わず。六工を業とする者，十に九は江右（江西）・湖南の客民なり。

とあり，地元民は手工業を行わず手工業者のほとんどが江西や湖南から来た者であった {中でも「広東人は商業を経営し湖南人は労工・肩挑の輩である」（民国『象県志』第二編，社会，人口，「人口之移動」）と言われるように，特に湖南人が多かった}。そしてこの続文に，

> 郷里に伝食し，厥（そ）の居を常にせず。急ぎ求むるも往々猝（にわ）かに応ずる能わず。

とあることからすれば，それらは常設の店舗を持ち一か所に定着するものではなく，郷村の各地を巡回しながら需要に応ずる形態で，しかも小規模経営の者が多かった。

40) ただし，個別的には，次のような事例も見られた。民国期に広西北部の融江・榕江沿岸地域では豊富な杉木の産出が見られたが，その所有権は漢族「山主」の手中にあり，ヤオ族・ミャオ族は山主から借金をして杉の植林を行う「山丁」の境遇に置かれていた [路　1944: 36–39]。

そしてそのゆえに，火急の需要に対応し切れない状況が見られたのである。

チュアン族・ヤオ族にとって工匠は鉄器（とりわけ鋤先をはじめとする農具）や銀製装身具の供給者として，さらには木造家屋の場合，建築の技師として不可欠の存在であった。たとえば宜山県洛東郷のチュアン族のもとには19世紀後半に湖南から鉄器を鍛造する漢族の工匠が冬期から翌春にかけて来住し，臨時の店舗を開設し営業を行うとともに，当地のチュアン族を徒弟に雇用し鍛冶の技術の伝授をも行った［広西壮族自治区編輯組（編） 1986a: 11, 35–42］。「平地型」ヤオ族の居住する恭城県でも鉄匠の多くは湖南出身者であった［広西壮族自治区編輯組（編） 1986b: 305–308］。また，大瑤山の「山地定着型」ヤオ族の場合，六巷村の「花藍ヤオ」を除き，木製農具の製作技術[41]は保持していたものの鉄製農具については特に技術を持たず，専ら漢族にその供給を仰いでいた。そしてその場合，自ら下山して山麓の市場から既製品を購入するか，あるいは山中に寄居して営業する漢族・チュアン族の鉄匠に依頼してつくるかの両方の形態が見られた［広西壮族自治区編輯組（編） 1984a: 109, 201–206］。

鉄器の外，銀製装飾品等も山中に寄居する漢族がほぼ独占的に製作していた。たとえば大瑤山では銀匠（二人のヤオ族銀匠を除く）および煉瓦工，裁縫工も山麓の漢族やチュアン族が当たっていた［広西壮族自治区編輯組（編） 1984a: 201］。また，筆者が調査を行った臨桂県の「山地移動型」ヤオ族の場合，鉄・銀器はもとより家屋も湖南の漢族（東安県出身）が建造した，という。

このような瑤山における工匠の活動の実態に関して路偉良は次の報告を行っている。すなわち工匠は数人の徒弟を帯同して入山した（徒弟の人数は業種によって異なり，たとえば銀匠は一，二人，鉄匠は五，六人，木匠は十数人であった）。鉄匠の場合，山中の比較的人口の多い地点に小規模な作坊を開設し本拠とした（そこからさらに遠く離れた村へ行く場合には，村はずれに小屋を建てて営業を行い，3, 4年後に元の作坊に戻った。なお，材料となる生鉄は山麓の市場で仕入れた）。銀匠の場合，工具類を携帯して各村を巡回した。雇主は彼らに対して宿舎や食事を提供する外，一般の雇農の三，四倍もの謝礼を支払わねばならなかった（その金額は労働日数で算出した）。これらの工匠の山中における地位は極めて高く，とりわけ鉄匠（世襲される）はヤオ族・ミャオ族の司祭者たる「師公」と同等の地位に置かれ，随所で彼らの尊敬の対象とされた［路 1944: 44］。

41）一般に山地のヤオ族は木器の製作に長じており，製品の交易は山林資源とともに彼等の重要な生活手段であった。たとえば，前掲『賀県志』巻七，「猺獞」に，
　能く材木器具を為し，及び山獣を猟り山蔬を採り，銭に市えて以て日用に供す。
とある。

このように手工業者はおおむね零細規模であり，そしてそのゆえにチュアン族やヤオ族に対して経済的支配を及ぼすような事態は発生し難かったように考えられる[42)]。

3. 農　　民

(1) チュアン族

明末清初以降，外省出身の農民が多く広西へ来住した。これらの農民の中には，故郷において（人口の急増や災害等のために）耕地を失った貧農やいわゆる「客家」も多く含まれていた。彼らの中には帰住地の広西で成功し発財した者も少なくなかった。個々の事例は枚挙する暇が無いが，次の民国『柳城県志』巻四，民事，民族，「客家人」の記事は，移住農民とチュアン族との関係のありかたを示す好史料として見逃せない。

> 客家人。此の族，近(ちかごろ)八十年中，広東の土客の闘争に因り，以て立足し難く，陸続と西遷して来たる者たり。性殊に強悍にして勤苦耐労し，男婦終歳工作して輟(や)まず。智識も亦た獞人に較べて優たり。近来，県属の各大市場及び柳河の沿岸は，多く該族の聚居するところたり。経済権も亦た漸く該族の操縦する所となり，百姓人及び獞人，居後に瞠乎たらしむ。聞くに，其の初め来たりし時，亦た殊に窮苦なるも，然れども能く勤倹を以て自ら持し，努力奮進す。雇農よりして佃農に，而して自耕農になり，今にいたりて成りて大地主と為る者少なからず。獞人の習性，まさに之と相い反し，無形の中にただ其の排擠を受け，窮郷・僻壌に退居し，以て苟安を図るもの有るのみ。

すなわち19世紀半ごろに広東での「土客の闘争」に敗れて広西柳城県へと移住してきた「客家」は，来住の当初は雇農の境遇にあり貧窮の生活を過ごしていたが，一家を挙げての勤労の結果耕地を得て自作農になる者や，さらには大地主にまで成長し大市場や沿岸平野に住居を構え，県内の経済権を掌握する者が出現するに至った。他方チュアン族は，先来の漢族農民とともに経済的に「居後に瞠乎たらしむ」＝はるかに落伍したのみならず「客家」による「排擠」を被り，それまで居住していた沿江平野部を追われて内奥の僻地へ退くを余儀なくされた。この「客家」とチュアン族との間の経済的関係について『同書』同巻，「獞人」に，より具体的な記事が見出される。

---

42) なお，広西の農村手工業について［西川　1978: 153–167］によると，広西は広東のヒンターランドとして位置付けられ，食料および手工業原料の供給地，広東の手工業製品および塩の購入地とされたため，手工業の発展が抑えられることとなった。

且つ保守に習いて進取の心無し。一般人も稍や温飽に足りれば，則ち再び努力を事とするを願わず。俗に「半年辛苦すれば半年間(ひま)なり」の語有り，以て其の生活の景況を代表するに足らん。近来，百物昂貴し，半年の得る所，以て維持し難し。飢荒或は婚喪，及び其の他の意外の事の発生に遇う毎に，費用増大す。勢い必ず人に向って借貸し，田地を以て抵押し，或は直接産業を変売す。自耕農より化して佃農と為り，富戸より成りて貧家と為る者，すでに数たるや鮮なからざるを見ゆ。

この記事には「保守的で進取の心が無い」といった記述に端的に示されているように漢族中心主義的な傾向が見られるものの，しかしチュアン族が飢饉や婚喪の出費の際に土地を抵当に借金をしたり土地を売却した結果，土地を喪失してしまい，自作農から小作人へ，富家から貧民へと転落して行くのを余儀なくされた事実が看取されるであろう。この記事に描写されている移住農民とチュアン族との関係について，広西西部のチュアン族地区を調査した石兆棠もそれを裏付ける報告を行っている。すなわち，柳江・邕江（西江）沿岸には「客人」(客家)・広東人・「外省の官話を話す人」が住み着き，彼らの文化・経済的侵略により先住の農民やチュアン族は奥地に遷移することとなった，と[43]。

移住農民は平地のみならず山間へも入植したが，そこでのチュアン族との接触の状況は先の場合とは様相を異にしている。たとえば，龍勝県のチュアン族地区では清代乾隆年間以降，移住民による入植が開始された。そこでは，外来の移住民（特に湖南出身者）や付近に居住するヤオ族であっても土地所有者であるチュアン族に対して「租山費」を納入した上で，さらにチュアン族同様，官府に対して一定の夫役を提供しさえすれば入植することができた。しかし，清末道光～同治年間に樹立されたチュアン族の「郷約」によると，村内での窃盗等の行為の禁止や農業生産上の禁忌の外，移住民に対する種々の規制が挙げられている。たとえば，開墾した土地を本地人に売却した後もなお居座ったり，売買の際に不当な言い掛かりをつけ売価をつりあげたりすること（以上，同治11年の郷約。[広西壮族自治区編輯組（編） 1984b: 104]）や，これらの外来の者が「遊混」・「匪賊」を引き入れたり（チュアン族を）賭博に誘ったり訴訟を起こさせて利益を得るような行為を働くのを禁止している（以上，道光29年の郷約。[広西民族研究所（編） 1982: 153–155]）。

43) なお，「客家」の広西における存在形態は，入植した地区の社会的環境によって様々な場合が見られたのであり，常に非漢民族をも含む先住民に対して優位を占めた訳では無い。その広西への進出と存在形態については別の機会に論じたい。

（2）　ヤオ族

山間部に来住した移住民の中には開拓農民のみならず，破産し流浪の途についた流民や重税を避けて逃避する者，果ては亡命せる罪人に至るまで様々な者が存在した。山地は往々にして統治権力の監視が行き届かなかったため彼らに絶好の隠れ家を提供したのであるが，彼らは必然的にそこに居住する「山地型」のヤオ族とも接触することとなった。その接触の状況について，田汝成『炎徼紀聞』巻四，「猺人」に，

四方の亡命，徭賦を逋（にげ）るが若き者，此に逋藪たり。夷中に淆雑し，之に通中し，嚢橐もて郷導を為し，擄獲を分受す。結党既に夥ければ，則ち公に城堡を堕し，官寺を劫む。故に広の東西，歳に兵事に苦しむなり。

とあり，亡命者や重税を避けて瑤山中に逃げ込んだ者が，ヤオ族の「郷導（みちあんない）」として蜂起を起こさせて戦利品の分与にあずかっていた。また，乾隆『岑渓県志』巻一，風俗に，

凡そ逃逋亡命して山に入りて流猺と為れば，即ち鉤摂を免れり。

とあり，それらの中には入山後「流猺」=「山地移動型」ヤオ族に「為る」ことによって官の追及を免れる者が出現したことが指摘されており，ヤオ族の居住地に潜入して長期間その社会の中で生活するうちに，第三者からはヤオ族と区別されなくなり，遂にはその族籍を獲得するに至ったであろうことが推測される。この点について，康煕『広西通志』巻三三，土司，諸夷種類，謝天枢（順治18―康熙3年，慶遠府推官に任官）の言に，

又た亡命の奸人有り。恃みて逋淵と為し，之（猺獞）を煽り狂走せしめ，往々其の名を竊む。以て為す所を行究するに，真猺真獞は十に一二も無し。

とあり，官側が蜂起したチュアン族・ヤオ族を捕えて取り調べたところ，真のチュアン族・ヤオ族は十中一，二に過ぎず，他はチュアン族・ヤオ族の名をかたる「亡命の奸人」であったことが指摘されており，先の推測が一層裏付けられる[44]。

このような状況は大瑤山でも見られた。たとえば乾隆『潯州府志』巻二四，諸蛮，平南県に，大瑤山の深林には「逋逃・亡命の者が常に依る」ことが指摘されているが，

44）なお，このような状況は平地ヤオ族のもとでも見られた。前掲『藍山県図志』，「徭俗軼聞録」によると，藍山県の平地ヤオには，以前は高山に居住しており後に平地に移住して来たヤオ族と，他地域から移住してきた漢族との二つの起源があったが，後者について言えば，ヤオ族地区では比較的税役負担が軽額で科挙への合格の功名も容易に取得することができたがために来住し，そして「徭籍」に編入されることとなったという。

清末道光年間以降になると「土匪」の活動と治安の悪化[45]により，前掲の同治『潯州府志』のように広東の「遊匪」が入山して略奪行為を行うような事態が随所で発生した。このような情勢下にヤオ族は「石牌」によって移住民の行動に制約を設けることで対処した。たとえば，移民による女人誘拐・窃盗行為に対する処罰（光緒９年５月28日「莫村石牌」・同23年４月26日「両瑤大団石牌」・民国７年１月「六十村石牌」等，[広西壮族自治区編輯組（編） 1984a: 41–44]）はもとより，新来者は姓名を明らかにし（民国７年正月「三十六瑤七十二村大石牌」，[広西壮族自治区編輯組（編） 1984a: 45–46]），ヤオ族の規則を遵守せねばならなかった（民国13年２月８日「六段・仙家漕・老矮河三処石牌」，[広西壮族自治区編輯組（編） 1984a: 46]）。さらに瑤山への入植を承認された場合でも，先述のように耕地は山地に限定され水田を獲得することができず，しかも家屋をも含めてそれらを借りることのみが許可され，「山丁ヤオ」（盤ヤオ・山子ヤオ）と同様，佃農としての境遇に置かれたのである[46]。個別的には略奪の被害にあって廃村にまで追い詰められた村落も見られたが，全体としてはこの自衛体制は一定の効果を納めたようであり，前掲の民国『象県志』，「蛮情」にも「猺人の所有する田地は皆世代相承され変売されることは少ない」と述べられている。

以上の検討から，この時期に商工業者や農民，さらには亡命者・「遊匪」等の反社会的な者に至るまで様々な移住民が広西へ来住し，チュアン族やヤオ族と接触した。平地に住むチュアン族は主に商人や来住後地主化した農民によって経済的支配を受ける方向に向かったが，他方山地のチュアン族やヤオ族は移民と様々な局面で接触しながらもそれに従属するには至らなかったことが指摘されるであろう。

VI．漢族との通婚と文化の移入

以上のチュアン族・ヤオ族と統治権力・地主・移住民等の漢族との関係に関する検討により，チュアン族および「平地型」ヤオ族が，「山地型」ヤオ族に比べて漢族との

45) 太平軍の蜂起やそれに前後しての会党系諸集団の活動と清朝の支配権の弱体化がその要因に数えられる。民国（37年）『象県志』第二編，社会，人口，「人口増減」に，土地の「父老」のもとに伝承されてきた史事として次の記事が見出される。

清の嘉（慶）・道（光）以前，国内昇平にして，地方安謐たり。当時の人口，頗る繁盛を称す。降りて咸（豊）・(治）の際に至り，地方匪の患に惨遭し四十餘年，焚殺劫擄すること虚日無く，其れ倖に存する者も又た多く流離転徙し，甚だしきは全村に一人も無き者有り。即ち城治を以て言えば，咸豊四年より同治二年に至るまで城中に幾ぼ居民無し。

46) 茶山ヤオ族の「滴水・容洞・六力・大進四村石牌」{光緒17年（1891)}には，さらに新来の漢族に田土・山地を小作させることも禁止されたことが述べられている［広西壮族自治区編輯組（編） 1984a: 57]。

間により密接な政治・社会経済的関係を持ったことが判明したが，このような漢族との交渉は通婚や文化の方面においても見られた筈である。本章では，チュアン族・ヤオ族における漢族との通婚と漢文化の移入について検討を行いたい。

1. 通　　　婚

まず，チュアン族と漢族との通婚史について，筆者はかつて検討を行った。その要点は，清代康熙・雍正年間（17世紀末～18世紀初）においてチュアン族と漢族との通婚が，とりわけチュアン族女性と漢族男性との配偶を中心として開始された。やがて清末から民国期（19世紀半～20世紀初）になると，チュアン族女性の漢族男性への嫁出が広範に見られるようになり，その場合，言語を含む習俗は漢族のそれが用いられるようになった。山地の龍勝県の場合など地域的差異も同時に見られた（そこでは，婚姻は基本的にはチュアン族同士の間で行われており，当事者の「八字」（出生の年月日時を干支で八字に表記しての相性判断）が非常に悪いとされる時などごく稀な場合にのみ漢族に嫁出した [塚田　1989: 65] ものの，チュアン族の歴史の潮流からすれば，先述の方向に向かったように考えられる。そしてそのことは劉錫蕃の「チュアン族が多く漢族と雑居し，相互に婚配を為すことも多い」との報告によって裏付けられる [劉　1934: 39]。このようなチュアン族と漢族との通婚は，民国『荔浦県志』巻三，「蛮情」の按語に，

> 前明（明朝）の（天）啓・（崇）禎の間に於て肆虐するも，清初始めて靖らぐ。戸に編みて民と為し，賦を輸し役を供す。外族と婚媾を通じ，起居・服食は進化して斉民と異なること無し。

とあるように，編戸となり賦役を提供するようになったこととともに，「起居・服食は〝進化〞して漢族斉民と異なるところが無い」という習俗の「漢化」を齎した要因となったのである。

類似の傾向は「平地型」ヤオ族のもとにも見られたようである。たとえば，臨桂県では「大良猺」が「民と雑作し，或は昏（婚）姻を通」じていた（前掲・雍正『広西通志』）。また乾隆『興寧県志』巻三，秩官，武功，「撫猺把總」に，平地ヤオが「近ごろ且つ（漢族と）互に婚媾を為し，交ごも往来するを尚び，同(とも)に里甲に編まれ」るようになったことが明示されている。さらに前掲の民国『藍山県志』，「徭俗軼聞録」にも，地主化した平地ヤオが県下の（漢族）富豪と通婚していたことが見出される（ただし，民国『楽昌県志』巻三，地理，風俗附「猺俗」に，広東の楽昌県の平地に居住

する「熟猺」について,「漢族と異なるところが無いが, ただ女性を嫁出させず, 入壻をとるのみである。贅壻はヤオ族に限らない」という記事があり, 所によっては山地に居住していた当時の習俗が残存していたためか, 専ら漢族男性の壻入りの形式がとられる場合も見られた)。

「山地定着型」・「山地移動型」のヤオ族についてはチュアン族の場合とはかなりの相異が見られた。まず明代の広東・興寧県では, 正徳『興寧県志』巻四, 雑記,「猺人」に,

> 大抵, 山林に聚処し, 樹を斫りて寮(こや)を為す。刀耕火種し, 採山猟原す。嗜欲類せず, 言語通ぜず。土人の之と隣する者, 往来を為さず, 婚姻を為さず。

とあり, 焼畑耕作に従事し移動生活を送る「山地移動型」ヤオ族と「土人」(この場合, 当地の漢族を指す) とは, 生活形態・習俗・言語が異なっており, (そのゆえに) 近接した地域に居住していても接触の頻度が低く, 通婚を行わなかったという。

また, 民国『榴江県志』第二編, 社会,「民族」に, 民国22年 (1933) に実施された人口調査では全県総人口約5. 8万人のうちチュアン族が約3500人, ヤオ族が895人存在していたことが述べられており, その続文に次の記事が見出される。

> 獞人, 久しく漢族と同化し, 婚姻互いに通ず。惟だ猺人は則ち窮山大谷中に深居し, 漢族と往来すること鮮なし。間々市に来りて貿易する者有ると雖も, 亦た僅か数十人のみ。其の衣服・言語, 尚お漢族と迴に異なるなり。

すなわち, チュアン族が漢族との間で「相互に」婚姻を行うのに対して, ヤオ族は深山に居住し漢族との接触自体が非常に少なく, そのゆえに衣服・言語も漢族とは逕庭があった。当地でのヤオ族と漢族との通婚について,『同書』,「風俗」に次の記事が見出される。

> 尖頭・平頂猺族有り。(中略) 居処零星にして三五家もて一村と為す。(中略) 其の人, 竹簍を背負い, 高山を履むこと平地の如し。(中略) 漢人と通婚せず, 女・子に嫁するに自ら婚配を択ぶ。多く入贅を喜ぶ。

頭巾の形状 (「尖頭」) や三, 五家で一村を構成するような分散的な村落の形態, および山地居住の諸点からすると, このヤオ族は「山地移動型」のものであるように考えられるが, 彼等は漢族とは通婚せず, 専らヤオ族同士での婚姻を行っており, そしてその場合, 男子に嫁を迎えるのと女子を家に留めて壻をとる二種類の方式があり, 中でも後者の割合が高かったことが明記されている。さらに「過山榜」には, しばしば

「婚姻はヤオ族の十二姓の民の間だけで行うべきで，漢族やチュアン族とは行ってはならない」とか「漢民がヤオ族の女を娶り妻と為すのを許さない」という主旨の他民族との通婚を禁止する記事が見出される47)（ただし，[唐　1948: 32] によると大瑶山の「山地移動型」ヤオ族の「板ヤオ」のもとでは，近年，漢族男性を壻に迎える行為は一般的に見られるようになったという)。

「山地定着型」ヤオ族について，[唐　1948: 29–33] によると，大瑶山ではヤオ族と漢族・チュアン族との通婚は原則的には行われず，そしてそのことは「鴨は鶏に配さない」という主張に端的に示されるように彼等の間で強く意識されていた（ただし漢族男性の入壻の個別的事例は近年になって見られるようになったという)。

以上の検討により，チュアン族や「平地型」ヤオ族は，特に清代中期以降，漢族と通婚を行うようになったが，他方，「山地型」のヤオ族のもとでは族内婚が主流であり，しかもその場合，ヤオ族女性の漢族への嫁出は意図的に禁止された48)（ただし，漢族男性の入壻は清末以降見られるようになった）ことが知られるとともに，深山に居住し漢族との交渉が非常に少なく，習俗や言語においても漢族の影響が比較的小さかったことが，このような顕著な相異が生じた要因であろうことが推測される。この点について，光緒『修仁県志』，「風俗」に，

昔日輒ち「修邑猺獞雑処」と謂うは，殊に猺人仍お猺地に居り，惟だ獞のみ民と雑処するを知らざるのみ。

とあり，同治『象州志』巻下，「紀人」に，

猺と山子，仍お外地に居り内と接せず。獞と蛋家，久しく華風を習い，漸く夷俗を更む。其の衣装は則ち已に改まるかな。其の言語は則ち已に通ずるかな。富なる者は均しく読書し，貧なる者は均しく力田す。愚かなる者は均しく安分し，黠なる者は均しく滋事す。卽（たと）い官語を習わざるも皆な官法を畏るるを知れば，必ずしも区分して以て治を為さざるなり。

とある。すなわち，「昔日」（清代以前）は「猺獞雑処」と言われていたが，清末には

---

47) たとえば，『聖牒榜文』（来賓県）[広西壮族自治区編輯組（編）　1985a: 9–14]，『盤古聖皇榜文券牒』（宜山県）[広西壮族自治区編輯組（編）　1985a: 22–26]，『過榜山文』（金秀県横沖村）[広西壮族自治区編輯組（編）　1985a: 45–51]，『評皇聖牒』（臨桂県）[広西壮族自治区編輯組（編）　1985a: 52–54] 等（なお，上智大学西北タイ歴史・文化調査団が将来した『評皇券牒』にも関係記事が見出される [白鳥（編）　1975: 14–20])。

48) 1933年に賀県の山地ヤオ族を調査した蔡樹邦の報告によると，今（1933年）はヤオ族と漢族との間に言語（漢語）が通じるようになったため，通婚が行われる場合が少なくないが，かつてはヤオ族女性が漢族と（恐らく前者の後者への嫁出の形式で）結婚しようとすると，彼女は親族・友人から「極刑」に処せられたという [蔡　1934: 165–168]。

このような表現が不適切であると断定されるほどチュアン族の居住形態が「(漢)民と雑処」する方向に変化し(『修仁県志』)，そしてそれに随伴して衣服・言語・儒教等の要素に代表される「華風」＝漢文化を移入し，「夷俗」＝伝統的文化を変革して行く方向へ向かった(そしてそのゆえ統治権力の側からすれば「区分して以て治を為す」必要がなくなった)が，他方ヤオ族は依然として「外地」＝深山に逼塞し，漢族と一定の距離を保っていたのである(『象州志』)。このようなチュアン族とヤオ族との居住環境の相異は，両者の文化においても漢族の影響の度合いの強弱の相異として立ち現れてくるであろうことが先の『象州志』からも容易に想像されるが，この点については次に更めて検討しよう。

2. 漢文化の移入

チュアン族とヤオ族の漢文化移入における相異については，既に引用した二，三の史料からも推測されるところである。ここでは紙幅の都合上，チュアン族・ヤオ族の通時的な漢文化移入の過程を全面的に検討する余裕は無いが，若干の事例を提示しつつ両者の比較に焦点を絞って論ずることとする。

(1) チュアン族

まず，チュアン族について，筆者はかつて明末清初におけるその文化に言及した[塚田　1987: 14, 1988: 20–36]が，その要点は次のとおりである。

(1)行動形態について，男性は刀・弓矢で武装し，報復闘争を行う。(2)外貌・服装について，髻(「椎髻」と称される)を結い裸足である。女性は，襟袖に刺繍を施した青色の衣服(上衣は短いがスカートは地面に届くほど長く，かつ多くの襞がある)を着用し，(銀製の)耳飾りをつける。(3)茅葺き屋根の木造家屋に居住するが，それは「麻欄」・「高欄」等と称される干欄(高床)式住居であり，上下二層に分かれ，下層に家畜を飼養し，上層に人間が居住する構造である。(4)配偶者の選択は男女の集団間での対歌を媒介として行われる(その場合同姓婚が可能である)。成婚後，新婦は専ら生家に居住し，春の耕作・秋の収穫や祭りのときにのみ夫家に赴く(その場合，夫と同宿しない)。受胎の後初めて夫方の新居に移り住む(受胎しなければ恐らく婚姻が解消されるであろう)。これを「不落夫家」と称する。(5)なお男性が殺傷されれば双方の当事者が所属する宗族＝父系親族集団が報復闘争に参加するが，婦人が被害をうけた場合には報復闘争に参加する者の範囲が拡大される点で親族集団のありかたが漢族と異なる。(6)女性は「畜蠱」なる妖術を行うとされる[49]。

なお，この外，その言語について，「鴃（もず）の鳴き声のようで理解できない」（乾隆『桂平県志』巻四，「猺獞図志」）とされるが，その中で「村老のみが官語に通じ」（桑悦『思玄集』巻三，「記獞俗詩」）統治権力との間の外交交渉に当っていた[50]。

史料に散見されるチュアン族文化には明末から清中期・乾隆年間にかけての時期において連続性が認められ，この時期には伝統文化が濃厚に保持されていたと言える。しかし同時にそれに変化が萌生しつつあったことも見逃せない。たとえば乾隆『桂平県志』巻四には，上記の（1)～(4）に符合する記事が見られるが，しかし同時に，

> 邇来(ちかごろ)，教に服し神を畏れ，耕織に安んじ，文教に服し，漸く民と相い近きと為る。

という記事が見出され，また同書・同巻の総論に相当する個所にも，

> 猺人は遠く桂平の境外に在るも，狼・獞は多く村落に散処す。其の起居・服飾は斉民に歯(なら)び，力穡して輸賦す。間々読書肄業し，青衿に擢(えら)ばれる者有り。

とある。すなわちチュアン族が「民に相い近く」なり「斉民に歯び」つつあり，中には（地主化し）府県学に入学し「青衿」＝生員となる者さえ出現している点からすれば，伝統文化を保持する反面で漢文化の移入による文化変化が生じつつあったことが指摘される。この点について賀県でも「言語は歴世改めず，漢族には通じない」が，しかし同時に「皆な官話を習い」，さらに科挙に応試する者が輩出するようになりつつあった（前掲『賀県志』)。

その後，清末道光年間から民国期にかけての時期になると，漢族文化の移入がより

49) これらの諸点に若干の補足を加えれば，（2）について，草で青色に染めた衣服を日常着とするが，女性の盛服は錦で腰回りをおおい，花模様（刺繍）のスカートをはき，その裾に唐宋の頃の銅銭を繋いだものである（康熙『永淳県志』巻十，風俗，「獞人」)。さらに「文身」が行われる（桑悦『思玄集』巻三，「記獞俗詩」）場合もある。また（4）について，対歌を通じて意中の異性を選択する際の贈答品として，男性側からは扇面に歌を書いたもの [塚田 1989: 27] や，一本の「扁担」(てんびんぼう。それに数首の歌を刻み，また金糸・花をあしらったり，漆を塗ることもある）の場合が見られる（前掲『永淳県志』)。女性の側からは歌を織り込んだ帨 [塚田　1989: 27] や手製の錦繍の嚢帯（『永淳県志』）等である。なお，既婚女性も対歌に参加できる（乾隆『桂平県志』巻四，「猺獞図志」)。夫婦となる約束を交した後，これを父母に告げて承認を得る。父母は媒人を依頼し，さらに蘇木の汁で染めた檳榔・蔞葉・石灰等の婚資が贈られ婚約がととのう。成婚の当日，新婦を迎えに来た新郎側の男性親族と新婦を送る女性たちとが「林木を振わす」が如く歌う（前掲『永淳県志』)。

50) 乾隆『雒容県志』巻十八，「雑志」に，

> （獞人）一団一村の長，則ち直だ之に名づけて老と為す。其の人，入城して辨公し，能く漢語を習う。此より外，格磔鉤輈たりて，多くは曉ること能わず。

とあり，村団の長老のみが官府の公用語＝漢語に通じ，村団を代表して定期的に州県城に赴き公務に参画していた。

明確な形で，そして地主化した者のみならず一般のチュアン族の間にも広く見出されるようになる。この点について，まず上記の（1）について，桂平県では「今の県下のチュアン族は淳樸で，官司に見えるのを畏怖しており，客籍が凌ぐも敢えて反抗しない」(民国県志所引・道光「旧志」）とされ，また三江県でも「昔に在りては頗る慓悍と称されたが，今は性直にして和平であり（中略）他の辺民に較べて先進的である」とされており（民国『三江県志』巻二，社会，民族，各述，「獞人」)，かつての「慓悍」から「淳樸」・「和平」と表現されるように変化した。次に，（2)・(3）について，民国『桂平県志』，「獞人生理」に，明の鄺露『赤雅』の記事に対する按語として，

衣服・飲食・居処・器用の属，尽く華風に変わりて已に百年を逾ゆ。赤雅の言う所は已に古事と成る。

とあり，衣食住の各方面における伝統が既に「古事」となり，漢文化へ変化したことが指摘されている。この点，三江県でも，住居は高床式によらず，さらに周囲に土墻をめぐらしたものも多く，家畜小屋が母屋と離れたところに建てられるようになり高床式住居は「ほとんど過去の習慣」とされるようになった（前掲『三江県志』，風俗，「居処」)。（4）の配偶者の選択の際の唱歌について，茘浦県では「光緒以前には見られたが，近日は改まっている」と述べられている（民国『茘浦県志』巻三，風俗，「郷閭之俗」)。不落夫家についても，桂平県では清末以来，民族間の通婚が広範に行われるようになるにつれて見られなくなった [塚田　1989: 62–63]。三江県でも「結婚後の女子の不落夫家は，往々にして悪い結果（離婚）を醸成するので，現在は男女の同意が必要になっており，以前のように長期間新婦が生家に住むことはない」とされ，その期間が限定されるようになった（前掲『三江県志』，風俗，「婚」)。（6）の「畜蠱」について桂平県では「二十年前にそのことを現地の90歳以上の老人に問い尋ねたことがあるが，皆そのことを聞いたことがない，と証言している」[塚田　1989: 62–63]。

ただし，このような文化変化[51]には地域的相違が見られたこと，および文化要素の中で言語は維持されたことに注意する必要がある。チュアン族の文化変化の地域性について光緒『修仁県志』，「風俗」に次の記事がある。

邑，両都に分たれ，其の俗も亦た両種有り。其の広平都に居る者，漢多く獞少な

51）チュアン族の文化変化の契機として，統治権力による教育と習俗改革の政策も少なからず作用を果たしたように思われる。明末清初におけるチュアン族の就学と習俗改革政策の実施状況については [塚田　1987: 11–16] を参照。

く，其の風俗は漸く華に近し。豊定都に居る者，漢少なく獞多く，風俗は陋に近し。

すなわち，居住地における社会的環境（ここでは漢族との人口比率の高低）によってチュアン族の文化における漢文化の影響の度合いと波及の速度が異なり，漢族が多数を占める地区ではチュアン族は漢文化を多く移入し，逆にチュアン族が多数を占める地区では伝統文化の保存の程度が比較的高かった。また，チュアン族の人口は少ないが，ヤオ族・ミャオ族等の複数の民族集団とともに山地に孤立して居住する地域，たとえば龍勝県では干欄式住居・不落夫家・成婚後の唱歌，および女性の服飾等においてチュアン族旧来の伝統が一層強く維持されていた［広西壮族自治区編輯組（編）1984b: 122–140］。

次に，言語について，桂平県では清末・道光年間，チュアン族は，広東からの移住民に対しては広東語を使用したが，チュアン族の間では依然チュアン語を使用していた［塚田　1989: 63］。また光緒『貴県志』巻五，紀人，「風俗」に，

按ずるに，今の貴属の謂う所の獞人は，惟だ別に土音を操るのみにして，餘は斉民と異なること無し。（中略）今第だ其の獞話を説くに因りて之を獞とす。五方の声音同じからず，獞も亦た其の一なるのみ。

とあり，チュアン族は「土音」を操る以外，漢族と異なるところが無く，チュアン語を話すがゆえにチュアン族であるとされるようになった。ここではさらに「チュアン語も漢語の方言の一つに過ぎない」と断言されている[52]が，このような誤解が発生するほどチュアン族の変貌が顕著であったことが推察される。ともあれ，チュアン語が漢語との二言語併用の形式で維持されるとともにそれがチュアン族と漢族とを識別するためのほとんど唯一の指標とされるようになったことが指摘されよう。

なお，チュアン族による漢文化の移入について，道光『修仁県志』巻一，輿地，「風俗」の次の記事も見逃せない。

其の獞に始終する者は獞俗を為し，其の獞と雖も獞に囿（とだ）わらざる者は能く俗を改む。（中略）獞にして獞に囿わらざる者，詩書もて応試し，士林に列す。（中略）但だ，同姓にて婚を為すは，未だ尽く除かるること能わざれば，則ち知りて故（ことさら）に犯すを免れざるなり。

52）この点について［胡耐安　1966: 574］も，チュアン族（当時「佧人」とも表記さる）は既にほとんど漢化し，佧話の「方言」をもつのみであると指摘している。

すなわち，チュアン族が漢文化と接したときに，チュアン族であることに固執しその文化を維持し続ける場合と，逆に漢文化を移入して科挙に応試し統治階層へ上昇することを志向する場合との二通りの対応様式が見られたという（ただし後者の場合でも同姓婚の習俗は残されていた）。この相異は居住地の社会的環境とも密接な関連性が有るが，この中，後者が優勢を占めるようになり，チュアン族が多数を占める地区においても漸次漢文化が浸透して行ったであろうことは劉錫蕃の報告［劉 1934: 19][53] からも推測されるところである。ともあれ，上記の記事でチュアン族の異文化＝漢文化を主体的に摂取して行く傾向が明確に示されていることはチュアン族の民族的特性を考えるうえで注目に値するであろう。この漢文化の移入に際してのチュアン族の側の意識のありかたについて，費孝通の次の主旨の報告も有力な手掛りを提供する［費 1952: 29］。

> 広西には一種の土人（ないし本地人）と自称する集団が居住し，約600万人の人口を擁し，全省総人口の約1/3を占める。彼等は土話（僮話とも称す）を話す。土話を話す土人の中には僮人であることを認める者も一部には存在する（特に龍勝県等の北部辺境地帯。そこではチュアン族はヤオ族・ミャオ族とともに「少数民族」と見做される）が，土人が多数を占め，その社会的地位も高く，またヤオ族・ミャオ族と雑居する地区では，土人は自らをヤオ族・ミャオ族と同じ少数民族であると認めず，「僮話を話す漢人」と自認している。

すなわち，チュアン族の多くの者が（言語を除き）主体的に漢文化を移入するとともに，漢族としての族籍を獲得する方向を志向したことが看取されよう。

以上より清末から民国期において（地域的差異や部分的な残存が見られたものの）チュアン族の伝統文化の多くが漢族文化に置き替えられて行く傾向にあったこと（そして漢文化の移入に際してチュアン族は主体的にそれを摂取しようとした），そしてその趨勢の中で言語のみはなおも保持されたことが指摘されるであろう。

（2）　ヤオ族

ヤオ族の場合について見ると，まず「平地型」ヤオ族は先のチュアン族と類似の過程を辿ったようである。たとえば前掲『粤西叢載』，「臨桂県志」に「居食嫁娶は悉く民と同じ」（ただし女性の衣服は異なる）とあり，『賀県志』に「髪型や服装が漢族と

53) チュアン族の漢族への同化の速さは，他民族（ヤオ族・ミャオ族）の遠く及ばざる所である。今，漢族とチュアン族との境界はほとんど消滅し，（チュアン族に）学問を身につけ官僚となる者が絶え間なく出現している。左・右江流域に行って見ると，チュアン族村落が一帯に分布しているが，もし一部に残留しているチュアン語か風俗を識別の標識とするのでなければ，それがチュアン族であることをほとんど知ることができない。山奥の僻地の県であっても依然として「楼居畜処」(干欄式住居）や「短衣長裙」の習俗は留めているものは少数であり，その総人口の一，二割に過ぎないのである。

異なるものの住居・食生活・婚姻習俗等においては異なるところが無い」とある。また，恭城県では東・北郷のヤオ族は「編戸となり」，「尽く皆な納税」し「読書」・「捐官」する者が出現していた（前掲・光緒『恭城県志』）が，当地の石口村の調査によると，調査が行われた時点（1950年代後半～60年代前半）から数えて70年前には既に漢族と同じ衣服を着用し，婚姻も漢族式の父母の命による方式が用いられていた［広西壮族自治区編輯組（編） 1936b: 325–330］。また，その言語（伏念語）は，当地の漢語とは語順に一定の相違が見られるものの漢語に属する［毛宗武・蒙朝吉・鄭宗沢（編） 1982: 11–12］[54)]。

ただし，注意したいのは，「平地型」ヤオ族が諸般にわたり漢文化を移入しつつも，槃瓠神話や「千家洞」伝説等の要素を留めている点である。この点について，文書や伝承で確認される[55)]外，筆者が1988年11月に江華県濤墟区河路口鎮で行った調査によると，当地の奉姓ヤオ族は1955年以前，12年に1回の割合で，祖先（広西富川県から宋末～明・洪武2年の間に移住してきた）の生誕日（農暦9月3日）に大規模な祭祀を祀堂において行っていたが，その際に祖先が「千家洞」から持参したという牛角（の一部）・衣服等の物を祭壇に供える必要があったという。以上から，「平地型」ヤオ族は漢文化を移入しつつも，ヤオ族独自の文化要素をも部分的に維持し続けたことが指摘されるであろう。

他方，「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族は，漢文化の移入についてもチュアン族や「平地型」ヤオ族の場合とは対照的であった。たとえば，「山地定着型」の大瑤山のヤオ族について，民国（27年）『象県志』第二編，人口，非漢族，「猺」に，

> 漢族人民と相い距つこと甚だ遠く，風俗習慣も亦た漢族と純然として同じからず。（中略）惟だ語言の一項のみ，近三十年間，漢族と交際すること頻繁なるに因り，未だ同化せざると雖も，長年の男子の能く普通国語及び粤語を操る者頗る多く，亦た漢族人士を聘用して其の子弟に教えるを知る。但だ，字を識る者を数うるに，仍お極めて少数なり。

とあり，清末以来漢族と接触する機会が増加し，漢族を瑤山へ招聘して漢語（広東語

54）毛振林によると，富川県の平地ヤオ族の「九都話」と古漢語との間には一定の対応関係が見られるという［毛 1988: 76–79］。

55）たとえば，『千家洞木本水源』（江華県濤墟）［『過山榜』編輯組（編） 1984: 108］，『計開千家洞路引』（江華県中河）［『過山榜』編輯組（編） 1984: 109］，『千家洞古本書』（恭城県勢江郷）［『過山榜』編輯組（編） 1984:113］。また，［広西壮族自治区編輯組（編） 1986b: 277–279］に，恭城県の平地ヤオ族のもとに伝承された槃瓠神話（ただし，過山ヤオ族のそれと比較すると若干の変形が加えられている）と「千家洞」伝説とが紹介されている。

をも含む）を学び，そのため漢語を話す者が多くなった[56]。しかし，それ以外の方面では漢族とは「純然として」異なっていた（漢字の識字率も低かったようである）。この状況は，同県のチュアン族が「僅かに言語によって漢族と分別できるだけであり，風俗習慣等はおしなべて漢族と同じである」（同書,「獞」）と記述されているのとは対照的である。また，賀県の場合について，県下の山地に居住するヤオ族は，乾隆37年（1772）において「椎髻」・「短衣」・「跣足」であり，雑穀栽培，木器の製作と製品の交易・狩猟採集で生計を立てていた。当時，一部では漢族識字者を招聘しての漢字の習得が行われつつあり，ために「風亦た日に日に変わらん」と称された（光緒『賀県志』巻七所引，乾隆「旧志」）。しかし，約160年を隔てた民国23年（1934）において，チュアン族が「漢族と同化してすでに久しい」のに対しヤオ族は依然「俗は旧に仍る」と指摘されている（民国『賀県志』第二編，社会，「民族」）。さらに，広東北部でも，チュアン族が「悉く薙（剃）髪し環（銀製装身具）を去り，礼教に服し儒書を習うこと斉民と歯び」，そのゆえに「今獞類無きかな」と極言されているのに対し，排ヤオは「負険族居」し官府の召還に応ぜず，その生活風景は「榛榛狉狉の情形（いわゆる「未開」の情景を指す）は蓋し猶お昔のごとし」と表現された（前掲，民国『連山県志』）。加えて，「平地ヤオ」と「高山ヤオ」との相異について，湖南の寧遠県では前者に「読書・能分之士」が多いのに対し，後者は「習俗は猶お旧のごとし」と記述された（嘉慶『寧遠県志』巻十，雑志，「猺峝」の按語）。

「山地移動型」の場合についても「山地定着型」と同様の記事が見出される。たとえば容県では，「山地移動型」ヤオ族が県下の漢族と土地を争い「過山榜」を持参して県衙に出頭した事例を先に提示したが，その続文に，ヤオ族が乾隆年間以降，功績が有り衣冠を授かるとともに漢語を習い，子弟の為に師を招くようになったことが述べられている。しかし，それにもかかわらず「火炮・団牌を持って跳躍する」行動形態から「これを斉民と同列に見ることはできない」という評価が加えられている（光緒『容県志』巻十，「猺峝」）。また，民国『榴江県志』第二編，社会，「風俗」には，ヤオ族の伝統的な衣食や婚喪の習俗が挙げられており，そこに「読書し字を識る人はきわめて少なく」，「近ごろ漸くヤオ族を団甲に編入したが，ヤオ族の習慣をにわかに改革するのは困難である」と述べられている。さらに，民国『霊川県志』巻四，人民，種族，「猺」に，ヤオ族の服飾（「椎髻跣足」・「青衣短褲」で，女性は「平頭冠」を戴

56) この点について［王　1936: 44］は，ヤオ族（花藍ヤオ）が漢族との交易関係を維持するために漢族の教師を雇用し言語・文字を習得するようになったと述べている。ただし，「山地移動型」ヤオ族の場合については，漢字で書かれた『過山榜』が遅くとも宋代には既に存在していたことからすれば，漢字の移入時期はかなり早い。

し筒スカートないし袴を着用し，富裕な者はさらに金銀の耳環をつけ簪を挿す）・居屋（土壁で築き茅で屋根を葺く）・生業（桐・茶・毛竹・薯・梁・粟・黍・旱稲・百合・冬菰・芋魁・シュロ等の栽培，製紙，狩猟，瓢の製造とそれらの交易）・慶事の際の親族による始祖（槃瓠）祭祀等の記事があり，その按語に，

今，猺人，服食・居処・風俗は，尚お旧貫に仍り，未だ嘗て稍やも変革すること有らず。

とあり，ヤオ族は「旧貫」＝旧来の文化伝統を維持しようとする傾向が強く，その点で漢族統治階層の側の観点からの「少しも変革が見られない」という一方的な評価を受けたのである。他方，チュアン族は，この続文に，

惟だ獞族のみ，漸く漢民と同じく，且つ読書入庠して漢民と同じく婚姻する者有り。漢と処るを習いとすること久しうして同化す。旧日の記せるところと迥かに殊なるかな。

と言われるように，漢族に「同化」した結果，「旧日」（清代中期以前）と比較して「迥かに殊なる」ようになった。加えて，前掲の民国『茘浦県志』巻三，「蛮情」の按語に，チュアン族の「起居・服食は漢族と異なることがなく」なったのに対して，ヤオ族は「旧習を変えず」，「耕山遊猟」の生活を過ごしており，ために「旧くは獞を以て凶と為すも，今乃ち猺を以て頑と為す」という評価が加えられている[57]。1949年以前の史料のこの種の記事には確かに漢族為政者の自民族中心主義（「大漢族主義」）的傾向が認められるが，しかしその中から一片の事実を汲みとることができよう。すなわち，概してチュアン族が「チュアン族に囿わらない者はその習俗を変える」方向に向かった（前掲『修仁県志』）のに対して，山地のヤオ族は「旧習を変えない」立場を堅持し続けたのであり，換言すると，漢文化に接したときの両者の対応方式には開放性と閉鎖性という対照的な特徴が認められるのである。

以上，本章で検討した所を要約すると，チュアン族が清代中期以降，とりわけ清末から民国期において，漢族と通婚を行い，漢文化を移入して伝統文化を変えて行く傾向にあった（ただし，その言語は漢語との二言語併用の形で維持され，また伝統文化の残存の程度についても地域的差異が見られた）のに対して，ヤオ族，特に「山地定

57）民国『桂平県志』，猺人，「猺人兵器」の按語に，

近日，猺人，已に刀箭を易えて槍炮と為す矣。槍炮亦た倶に自ら製る。発すれば，則ち必ず中る。尚武の習久しくして未だ改めざるなり。

とあり，武器は刀箭から鉄砲に変化したものの，依然「尚武の習」を保持していたという。

着型」・「山地移動型」のものは，漢語等の漢文化の要素を部分的には移入しながらも旧来の伝統文化を維持する方向を志向したのである。

Ⅶ. 結　　語

本稿では，チュアン族・ヤオ族を四類型に分類して漢族との政治・社会経済・文化(および通婚)上の交渉史に関する比較検討を行ったが，その要点は次のとおりである。

（1） 統治権力との関係について，チュアン族と「平地型」ヤオ族とは編籍され税糧を負担した。清代中期（18世紀初一19世紀半）までは暫時，税役軽減と間接統治の政策が用いられたが，清代中期以降，一般編戸と同等に扱われるようになるとともに，官僚・官僚候補生として統治階層に上昇する者が出現した（ただし，地域的差異も見られた)。他方,「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族の場合，統治権力による支配権の波及の時期・内容ともに大きな相違が見られ，清代中期以降次第に影響力が波及したものの緩やかな統治に過ぎなかった（この傾向はとりわけ「山地移動型」の場合に顕著である)。

（2） 地主との関係について，チュアン族と「平地型」ヤオ族は地主の佃農となる趨勢にあった。清代中期以降，この傾向が一段と強まるとともに，族内で階層分化が発生し地主化する者も出現した（この場合も地域的差異が存した)。「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族の中にも佃農化する者が出現したものの，しかし地主との社会的関係の強弱の度合いにおいて，また族内階層分化についても前者の場合とはかなりの相異が見られた。

（3） 移住民との関係について，チュアン族は清代中期以降，商人や来住後地主化した移住農民の経済的支配下に置かれる傾向にあった（ただし，山地に居住するチュアン族は，これとはかなり様相を異にする)。他方,「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族は，清代中期以降，商人による搾取を受けたり反社会的な活動を行う移住民の被害を被ったりしたものの，それらに従属するまでには至らなかった（なお，手工業移住民も見られ，チュアン族・ヤオ族と接触したが，概して零細規模であった)。

（4） 漢族との通婚や漢文化の移入について，チュアン族や「平地型」ヤオ族は清代中期以降，漢族と広範に通婚を行い，漢文化を移入し伝統文化が変化する傾向にあった（ただし，チュアン族の場合，言語は根強く保持され，また伝統文化の変化の度合いについては地域的差異が生じた)。他方,「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族は基本的には漢族と通婚せず（ただし，清末以降，漢族男性の壻入り婚は見られた)，

また漢文化についても漢語等を移入したもののあくまで部分的な導入にとどまり，全体としては旧来の伝統文化を堅持する傾向にあった。

さらに，以上の要点の整理を通じて，次の二点をも指摘することができる。

（1）　この各類型間の差異の発生に際しては，漢族との関係を含むそれぞれの居住地での社会的環境のみならず，自然条件や生活形態を含む生態的環境の相違もまた，重大な要因となっている。

（2）　漢族の政治・社会経済的影響力の波及がチュアン族・ヤオ族の文化変化に果たした作用について，チュアン族・「平地型」ヤオ族の場合は（とりわけ清代中期以降）漢族の政治・社会経済的組織への編入の度合いが強く，「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族の場合はそれが弱かった（「山地移動型」ヤオ族が最も弱い）のであり，このような漢族との関係の強弱の差異が，恐らくはチュアン族・ヤオ族の文化の上にも一定程度反映され，伝統文化がチュアン族・「平地型」ヤオ族よりも「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族のもとに濃厚に保留される結果となったように考えられる。

とはいえ，すべてを生態的環境や漢族との民族間関係史の文脈で整理・把握し切れるわけでは無いことももちろんである。たとえば，種族的境界の維持機構について，「山地移動型」ヤオ族の場合，そのアイデンティティの核心に祖先の出自・由来に関する伝承「槃瓠神話・渡海神話・千家洞伝説」を持つ（それらがセットとして保存される場合のみならず，部分的な残存の場合もある）ことはよく知られているが，注意したいのは本来の言語さえもほとんど喪失し，諸般にわたって漢族の影響力が強い「平地型」ヤオ族もまた「山地移動型」のものと同様の伝承を依然保持している点である。またチュアン族の場合，文献史料を見る限りでは漢族との種族的境界はヤオ族と比較すると明確ではなく，漢族的体系に編入されて行く傾向にあったのであるが，しかしその中でも言語は維持され続けたのである。「漢化」なる用語を以て，非漢民族が漢族的政治・社会・文化体系を受容するとともに自らの民族的アイデンティティが変化してゆく（最終的には自民族のアイデンティティを喪失して漢族へと族籍が変化する）過程の総体と考えることが許されるならば，チュアン族や「平地型」ヤオ族は「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族と比較して「漢化」の程度が高いと言うことができる。とはいえ，（歴史的個別的例外を除いて）全体的に見ると，チュアン族が「僮話を話す漢人と自称している」と言われながらも，1952年の桂西僮族自治区の成立（1956年に自治州に改変），1958年の広西僮族自治区の成立という事実に端的に示されるように，それらは必ずしもおしなべて「漢化」過程の最終段階である民族的アイデンティティを喪失し漢族の族籍を獲得する段階にまでは到達したわけではなかった。加えて，チ

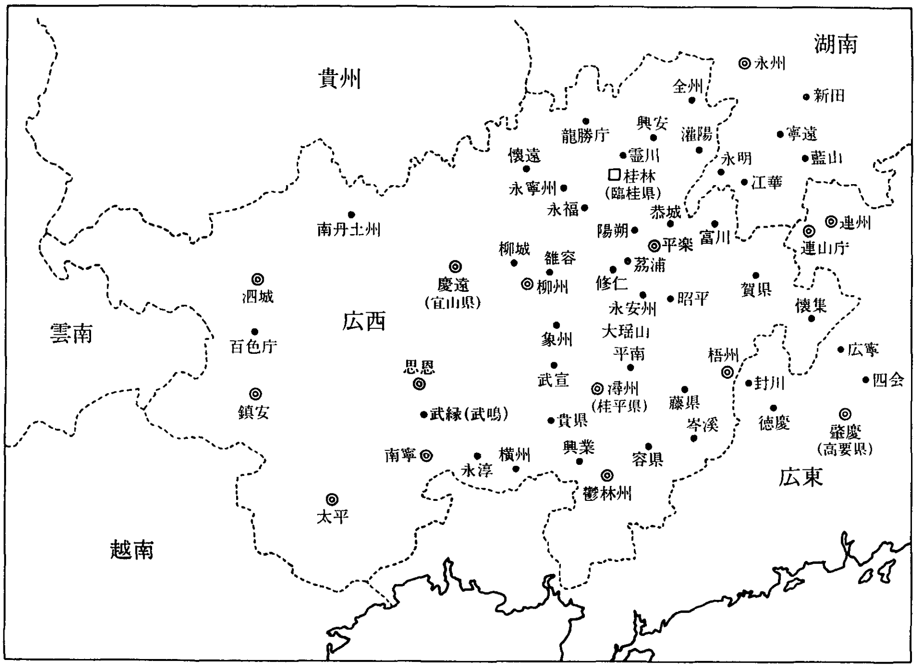

(□は省都、◎は府・直隷州、●は州・県・庁を示す)　0 30 60 90 120 150km

地図3　清代広西概略図

ュアン族と「平地型」ヤオ族とが「漢化」に際して，政治・社会経済的方面では類似した過程を辿りながらも，文化の方面ではそれぞれの民族的特性を反映して相違が発生していることが認められる。

こうした点の解明については，本稿で試みた漢文史料の解釈に重点を置いたいわば民族の外側からの巨視的な分析の成果を土台として，調査の成果を取り入れてのチュアン族とヤオ族の社会・文化の諸要素に対するより微視的な，そして民族の内側からの分析が更めて要請されるであろう。この作業については，本稿でふれることができなかった「土司型」チュアン族の歴史民族学的分析とともに今後の課題としたい。

謝　　辞

本稿は，国立民族学博物館共同研究会「漢族の地域性とアイデンティティー」1987年度第3回研究会（10月31日），および国立民族学博物館館内合同研究会（1988年6月15日）で行った口頭発表の一部をまとめたものである。当日貴重な御意見をいただいた各位，ならびに本稿の作成にあたり懇切なコメントをいただいた本館の友枝啓泰教授・竹村卓二教授，さらに調査や資料収集に際して多大な便宜と協力をいただいた中国側関係各位に対し，末筆ながら深謝の意を表示したい。

文　献

安部健夫
1957　「米穀需給の研究——『雍正史』の一章として見た——」『東洋史研究』15(4): 120–213。
費孝通
1952　「関於広西僮族歴史的初歩推考」『新建設』1: 29–33。
龐新民
1935　『両広猺山調査』中華書局。
韋慶穏・覃国生（編）
1980　『壮語簡志』民族出版社。
稲田清一
1986　「『西米東運』考——清代の両広関係をめぐって——」『東方学』71: 90–105。
1988　「太平天国期のチワン族反乱とその背景——広西省横州・永淳県の場合——」『史林』71(1): 1–34。
『過山榜』編輯組（編）
1984　『瑤族≪過山榜≫選編』湖南人民出版社。
胡起望・范宏貴
1983　『盤村瑤族』民族出版社。
胡耐安
1966　「説猺」張其鈞主編・辺疆論文集編纂委員会編纂『辺疆論文集　第一冊』国防研究院, pp. 568–587。
広西僮族自治区通志館（編）
1962　『太平天国革命在広西調査資料匯編』広西僮族自治区人民出版社。
広西民族研究所（編）
1982　『広西少数民族地区石刻碑文集』広西人民出版社。
広西省太平天国文史調査団
1956　『太平天国起義調査報告』三联書店。
広西壮族自治区編輯組（編）
1984a　『広西瑤族社会歴史調査（一）』広西民族出版社。
1984b　『広西壮族社会歴史調査（一）』広西民族出版社。
1985a　『広西瑤族社会歴史調査（八）』広西民族出版社。
1985b　『広西壮族社会歴史調査（六）』広西民族出版社。
1986a　『広西壮族社会歴史調査（五）』広西民族出版社。
1986b　『広西瑤族社会歴史調査（四）』広西民族出版社。
1987　『広西少数民族地区碑文・契約資料集』広西民族出版社。
松本光太郎
1985　「西南中国におけるヤオ族の社会的適応について」『民族学研究』50(1): 52–66。
『民族問題五種叢書』広東省編輯組（編）
1987　『連南瑤族自治県瑤族社会調査』広東人民出版社。
毛振林
1988　「平地瑤話〝見・渓・群〞三母的分化」『中央民族学院学報』6: 76–79。
毛宗武・蒙朝吉・鄭宗沢（編）
1982　『瑤族語言簡志』民族出版社。
西川喜久子
1978　「広西社会と農民の存在形態——十九世紀前半における——」野沢豊・田中正俊編『講座中国近現代史　第一巻　中国革命の起点』東京大学出版会, pp. 127–180。
王同恵
1936　『広西省象県東南郷花藍猺社会組織』商務印書館。

路 偉 良
1944　「桂北黔南苗猺各部族的経済生活」『旅行雑誌』18(5): 33–49。
劉 錫 藩
1934　『嶺表紀蛮』商務印書館。
蔡 樹 邦
1934　「広西賀県傜民生活的現状」『東方雑誌』31(19): 165–168。
石 兆 棠
1928　「獞人調査」『国立中山大学語言歴史学研究所　週刊』3(35·36): 1273–1285。
白鳥芳郎（編）
1975　『傜人文書』講談社。
竹村卓二
1967　「『広西通志』を中心として見たヤオ族とチュアン族――広西省の山地渓谷栽培民の適応様式と共生関係の一側面――」中国大陸古文化研究会編『中国大陸古文化研究』4: 55–71。
1981　『ヤオ族の歴史と文化――華南・東南アジア山地民族の社会人類学的研究――』弘文堂。
覃 国 生・梁 庭 望・韋 星 朗
1984　『壮族』民族出版社。
塚田誠之
1985a「明代における壮（Zhuang）族の移住と生態――明清時代壮族史研究（一）――」『北大史学』25: 37–55。
1985b「明清時代における壮（Zhuang）族の佃農化に関する一考察――明清時代壮族史研究（二）――」『東洋学報』67(1·2): 21–55。
1987　「明清時代における壮（Zhuang）族統治体制――明清時代壮族史研究（三）――」『北大史学』27: 1–22。
1988　「明末清初の広西におけるチュアン（壮）族――王士性・黄之雋の著作の分析を中心に――」『史朋』22: 20–36。
1989　「チュアン族と漢族との通婚に関する史的考察――一七世紀末～二〇世紀初を中心に――」『民博通信』43: 59–67。
唐 兆 民
1948　『猺山散記』文化供応社。
『瑤族簡史』編写組（編）
1983　『瑤族簡史』広西民族出版社。